

財団法人いわて産業振興センター
中期経営計画書（平成 18 年度～
平成 20 年度）
及び
平成 18 年度経営計画書

法人	名 称	財団法人いわて産業振興センター
	記入責任者職氏名	総務グループリーダー 二階堂 篤
	提 出 日	平成 18 年 3 月 28 日
所 管 部 局	県 所 管 部 室 課	商工労働観光部 商工企画室
	記入責任者職氏名	担当課長 福澤 淳一
	提 出 日	平成 18 年 3 月 日

鳥瞰図を添付すること。

中 期 経 営 計 画 書

〔所管部局が記入〕

1. 法人活動の根拠となる県の施策・数値目標

（「岩手県総合計画」、「40の政策」等における県の施策等と成果測定目標）

岩手県総合計画の「創造性あふれ、活力みなぎる産業が展開する社会」の実現に向けて、「経済環境の変化に対応し、生活を創造する地域産業の振興」及び「知識・情報・技術の集積と新産業の創造」を目指して次の施策を展開していく。

(1) 法人活動の根拠となる県の施策等

	県 の 施 策 等	担 当 課
1	「ものづくり基盤」を拡充するため、自動車関連産業の育成と幅広く厚みのある産業の集積を図ります。	産業振興課
2	産学協同での新技術開発や新分野での新産業の育成を進めます。	科学技術課
3	他の地域に勝るような得意とする技術をさらに育成し、その発展に努めます。	産業振興課
4	地域のコミュニティとの連携促進など新たな商店街の振興策を進めます。	産業振興課
5	知識・情報・技術の高度化と集積、企業経営の高度化（いわて産業振興ビジョン）	産業振興課

(2) 上記の施策等に係る目標

	目 標	単 位	目 標 値		
			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
1	自動車関連産業参入企業（事業所）数	件	6 件	6 件	6 件
2	産学官連携による事業化率	%	25%	25%	25%
3	基盤技術や製造技術などの講習会を開催し年間 600 人の技術者の技術力の向上を図る	人	年 600 人	年 600 人	年 600 人
4	TMO 構想実現促進のためのモデル事業の実施	選定団体	2 団体	2 団体	2 団体
5	企業経営の高度化				

(3) 法人活動の根拠となる県の施策等の上位目的となる計画等

法人活動の根拠となる県の施策等の上位目的となる計画等		項 目 等
総合計画	社会	創造性あふれ、活力みなぎる産業が展開する社会
	施策	経済環境の変化に対応し、生活を創造する地域産業の振興 知識・情報・技術の集積と新産業の創造
	分野	「まちづくりの推進」「中小企業の振興」「科学技術の振興」「創造的企業活動の促進」
“誇れるいわて” 40 の政策		21 世紀型の新しい産業先進県
その他		

2. 県の施策等の推進における法人の役割

(1) 法人の役割

当法人は、商工労働観光部が進める産業振興施策において現場実行部門としての役割を担っており、大きく金融機能、取引支援機能、新産業創出支援機能、（研究開発や人材育成による）成長支援機能、及び中心市街地活性化推進機能を有している。当法人は、施策推進の過程で（不可欠であるが県庁側では機動力等さまざまな面で問題の生じる）より企業との直接的な接触を有する部分（設備貸与の事業や取引あっせん等）を担っている。

商工労働観光部の極めて多くの業務に関わっており（科学技術課及び産業振興課の複数のグループと関連）それぞれの業務において具体的な役割は異なってくるが、例えば、取引支援機能の中で推進している自動車関連産業の集積促進においては（具体的には）次のような役割を担っている。

当該プロジェクトは、地場企業を「育てる」、新技術を「創る」、関連企業を「つれて来る（誘致する）」の3つの視点で戦略的に進めているところ、当法人は、地場企業を「育てる」の部分に係る工程改善指導等の事業を実施しており、県側と全体の戦略を共有しながら取り組みを進めているところである。

他の業務においても、このような役割分担の中で共に県内企業の高度な発展に向けて施策を推進している。

(2) 県の施策等の推進における法人の貢献に関する目標

	目 標	単 位	目 標 値		
			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
1	自動車関連産業参入企業（事業所）数	件	6 件	6 件	6 件
2	産学官連携による事業化率	%	25%	25%	25%
3	中小企業戦略的総合支援事業の支援企業数	社	5 社	5 社	5 社
4	ものづくり人材育成に係る講座により生産効率を改善した企業数	件	20 件	20 件	20 件
5	TMO 基金事業実施件数	件	18 件	18 件	18 件

（数値による目標設定が困難な場合、県の施策推進における法人の貢献度の検証が可能となる定性的な目標をできる限り具体的に記載）

上記のほか、当法人の顧客である県内中小企業の方々から（現在も継続しているさまざまな改善活動により当該法人の）評価が年々高まっていくことを目指し、毎年、顧客満足度調査を実施する。（その評価結果の向上を目標とする。）

〔法人が記入〕

3 . 法人の経営理念、経営基本方針等

（法人が事業活動を通じて追求する理想・信条、経営理念を達成するための経営上の基本的方針）

【経営理念】

新たな産業の創出及び企業の振興を図るための総合的支援を行い、もって県内産業の発展と活力ある地域社会の形成に資する。

【経営基本方針】

当センターは県の産業振興施策の現場実行部門としての役割を担っているため、県の施策等の目標値イコール中期経営目標の目標値となっているものが大半である。県の施策等の推進状況は当センターの取組み如何にかかっているといっても過言ではないため、県と連携を密にしなが責任を持って事業を推進していく必要があるものと認識している。

経営理念を達成するために、直接の顧客である県内中小企業等に対し顧客満足度の高い事業の実施、サービスの提供に努めるための基本方針は以下のとおりである。

- ・現場主義をこれまで以上に重視し、企業訪問機会を積極的に設けるとともに、企業訪問の質の向上、充実に努める。
- ・企業ニーズ、経済情勢等を正確に捉えて分析・検討を行うことにより、より一層ニーズに対応した新規施策の企画提案能力を高める。
- ・新たに「企業支援チーム」を設置し、事業間の横断的連携を促進しながら企業に対する総合的なサービスの提供に努めることにより、成功事例の創出を目指す。
- ・PDCA サイクルに基づき事業を実施することにより、経営の効率化を促進する。
- ・内部事務の効率化・削減を徹底して行うことにより、削減した分を直接の企業支援に振り向ける。
- ・県からの補助・委託事業以外に、基金運用益や公募資金を活用した事業を積極的に展開することにより、サービス内容の充実強化に努める。
- ・設備貸与事業等収益事業の拡大、賛助会員に対するサービスの充実による会費収入の増大及び経費の一層の削減により財政基盤の強化を図る。

〔法人が記入〕

4 -1 . 設立時と現在の法人を取り巻く経営環境の比較（外部環境分析）

- ・三位一体改革で地方の分権化が進んでいる。中小企業支援センター事業の財源が国から県に委譲されたことにより、全国一律の施策の見直しが可能となった。
- ・県の財政状況の逼迫により、県からの補助・委託事業が平成 13 年度以降毎年削減されている。
- ・国直轄型の公募事業が増加傾向にある。
- ・製造業が多忙となり、県内でも景気が回復傾向にある。
- ・市場金利が上昇傾向。中小企業金融公庫基準金利が昨年度末 1.55%（H17.2.14）程度から 2.1%（H18.2.10 現在）まで上昇し、設備貸与等事業の割賦損料（2.3%）との差が縮まってきている。
- ・県への働きかけにより、機械類貸与事業に係る貸与原資の借入利率が 17 年度から 0%となった。
- ・高度情報化社会の一層の進展により、IT・ソフト関係に係る支援ニーズが高まっている。
- ・15 年度から機械類信用保険による保全がなくなったため、貸与先が破綻した場合のリスクが大きくなっている。
- ・研究開発推進事業においてより事業化・製品化が求められるようになってきた。
- ・国際化の進展。国内企業において地域に捉われない世界最適調達に向けた動きが進む一方で、県内においても海外との取引を目指す企業が増加している。

4 -2 . 設立時と現在の法人を取り巻く経営環境の比較（外部環境分析）

区分	外部環境要因	主な傾向	対応策
機会	三位一体改革による地方の分権化の進展	中小企業支援センター事業の財源が国から県に委譲	本県の実態に即した施策となるよう適宜見直し、県に対して提案する。
	国直轄型の公募事業が増加傾向	コンソーシアム事業、知的財産戦略支援事業を 17 年度に実施	引き続き公募事業に積極的に応募し、事業費確保に努める。
	製造業が多忙となり、県内でも景気が回復傾向にある。	県内企業における設備投資意欲、事業実施意欲の向上	設備貸与等事業の積極的 PR による貸与実績の向上を目指すとともに、企業支援チームによる総合的支援による成功事例の創出を目指す。
	市場金利が上昇傾向	中小公庫基準金利 1.55%（H17.2.14） 2.1%（H18.2.10）に上昇	各支援施策との一体的支援のメリットも打ち出し、設備貸与等事業の積極的な PR を行い、実績向上に努める。
	機械類貸与事業の貸与原資借入利率が平成 17 年度から 0%実現。	0.5% 0%により年間 10,000～12,000 千円程度の経費削減	更に経費削減等の努力により、累積欠損の平成 21 年度末解消を目指す。
	高度情報化社会の一層の進展	IT・ソフトウェア関係の支援ニーズが高まっている。	18 年度から組込系ソフトに係る取引支援を開始。
	研究開発推進事業の支援段階の変化	支援成果として製品化・事業化が一層求められるようになってきていること	18 年度からプロモーターを 2 名配置し、製品化・事業化に近いシーズの発掘・支援に努める。
	国際化の進展	国内企業における世界最適調達の動き。県内企業における海外取引への志向の高まり。	県内企業の競争力強化に向けた支援を充実させる。県大連事務所、ジェットロ等関係機関と連携を図り、海外展開に向けた支援を行う。
脅威	県の財政状況逼迫による補助・委託事業費の削減	平成 13 年度をピークに毎年削減	経費の節減に努める。また、基金運用益による事業実施、外部競争資金獲得による事業実施を検討
	機械類信用保険制度が 15 年度で終了	貸与先破綻の際のリスクが拡大	県に対し支払延期や損失補償によるリスク軽減の協議を行う。

5 -1 . 設立時と現在の経営状況・経営資源の比較 (内部環境分析)

- ・グループ制を導入したものの、メリットを十分に発揮できていない。
- ・理事会、評議員会の欠席が多く、また理事会の開催は年2回にとどまっており、実質的な機能を果たしているとはいえない。
- ・プロパー職員の高齢化による人事の硬直化。
- ・改正高齢者雇用安定法の施行により退職者の再雇用が義務付けられるため、新規採用が一層困難な状況となっている。
- ・専門的知識を有する外部人材への委嘱が18年度以降一層増加傾向にある(自動車関連産業創出推進コーディネーター2名 3名へ1名増、取引支援に係るIT技術アドバイザー2名及び研究開発に係る事業化プロモーター2名設置)。プロジェクトマネージャー、サブマネージャーは、名称変更し、シニアプロモーター1名、プロモーター3名体制で継続。
- ・18年6月から先端研へ事務所が移転する。
- ・機械類貸与事業に係る累積欠損の増加により経営改善を要する団体と位置付けられている。16・17年度と単年度黒字を確保したものの、依然として108,219千円(17年度決算見込み)の欠損が残っている。
- ・企業の成長段階に応じた多様な支援ツールを有するが、企業に対するコーディネートが十分でない。
- ・各基金運用益による事業実施が可能であるが、現在は十分に活用しているとはいえない状況である。
- ・設備貸与等事業について、償還の月賦払いが可能になったこと、保証人の数を1人削減し1人以上としたことにより、若干顧客サービスの向上が図られた。
- ・設備貸与等事業の実績が17年度は980,908千円と目標値7.8億円を超え、対前年比151.2%の大幅増となった。
- ・内部事務の削減が進まないことにより、企業訪問によるニーズの把握・事業PR等が十分に行えない状況である。

5 -2 . 設立時と現在の経営状況・経営資源の比較 (内部環境分析)

区分	内部環境要因	現状の説明	対応策
強み	専門知識を有する外部人材への委嘱が増加	自動車関連のほか、IT関連のアドバイザー、研究開発のプロモーターが新たに就任予定	センター職員が事業のコーディネートを行い、外部人材の有効活用を図る。
	事務所の移転	工業技術センター隣接地に18年6月に移転予定	工業技術センターとも連携を図り、中小企業が訪問しやすい環境づくりに努める。
	企業の成長段階に応じた多様な支援ツールを有する。	事業のコーディネート機能が十分に発揮されていない	企業支援チーム設置により、複合的なサービスの提供に努め、企業の成長を促進する。
	各基金運用益による事業実施が可能	事業を実施していない基金もあり、活用が不十分である。	基金運用益を活用した事業を拡充する。
	設備貸与等事業のサービス内容向上	償還の月賦払い、保証人1人削減が18年度から実現	左記PRを積極的に行うことにより、貸与実績の増加を目指すとともに、更なる制度改善を引き続き県に対し要望する。
	設備貸与等事業実績の大幅増	980,908千円と目標額7.8億円を大幅に超える金額を達成	来年度目標額を9億円にアップ。引き続き全職員が事業のPRを積極的に行うとともに、フォローアップを充実させ実績向上に努める。
弱み	グループ制のメリットが十分に発揮されていない。	グループ内及びグループ相互の連携・調整が不十分	18年度からグループリーダ-に管理職手当てを支給するとともに、権限委譲し責任を明確化する。
	理事会、評議員会の欠席が多く、開催回数も年2回にとどまっており、実質的な機能を果たしていない。	市長会長等多忙な者が多いため、欠席が多い。	理事会・評議員会の構成から抜本的に見直し、評議員会での事業評価の実施を検討する。
	プロパー職員の高齢化による人事の硬直化	プロパー職員21名のうち12名が50代。	18年度から4グループ制とし、3グループのリーダーにプロパー職員を登用する。
	機械類貸与事業に係る累積欠損がある。	16・17年度単年度黒字化によりピーク時より減少し、17年度末欠損額は108,219千円の見込み。	引き続き貸与実績拡大による平成21年度末累積欠損解消を目指す。
	内部事務処理のため企業訪問機会が十分に取れていない。	業務効率化検討WG、全職員からの改善提案募集を行い、適宜改善しているが、内部事務の削減が進んでいない。	職員から随時改善提案を行える仕組みを作るとともに、企画会議で検討し、トップダウンで改革を押し進める。

〔部局が記入〕

6. 中期経営目標（施策目的達成のため）

NO	経営目標	取組主体		平成 18 年度成果目標値	平成 19 年度成果目標値	平成 20 年度成果目標値
		県	法人			
	（事業目標）					
1	「ものづくり基盤」を拡充するため、自動車関連産業の育成と幅広く厚みのある産業の集積を図ります。			・自動車関連の新規取引成立 年 6 件 ・工程改善実施全企業の生産効率向上（20%以上）	・自動車関連の新規取引成立 年 6 件 ・工程改善実施全企業の生産効率向上（20%以上）	・自動車関連の新規取引成立 年 6 件 ・工程改善実施全企業の生産効率向上（20%以上）
2	産学官連携機能の強化促進を図り、研究開発から事業化までの一環支援体制を構築します。			・産学官連携による事業化率 25% ・製品化、事業化件数 年 6 件	・産学官連携による事業化率 25% ・製品化、事業化件数 年 5 件	・産学官連携による事業化率 25% ・製品化、事業化件数 年 5 件
3	新技術開発や新分野での新産業の育成を進めます。			・中小企業戦略的総合支援事業の支援企業数 年 5 社 ・中小企業の新事業活動の支援企業数 年 20 社	・中小企業戦略的総合支援事業の支援企業数 年 5 社 ・中小企業の新事業活動の支援企業数 年 20 社	・中小企業戦略的総合支援事業の支援企業数 年 5 社 ・中小企業の新事業活動の支援企業数 年 20 社
4	他の地域に勝るような得意とする技術をさらに育成するとともに、産業人材の育成に努めます。			・ものづくり人材育成に係る講座により生産効率を改善する企業数 年 20 件	・ものづくり人材育成に係る講座により生産効率を改善する企業数 年 20 件	・ものづくり人材育成に係る講座により生産効率を改善する企業数 年 20 件
5	地域のコミュニティとの連携促進など新たな視点で地域商業の活性化に努めます。			・TMO 基金事業実施件数 年 18 件	・TMO 基金事業実施件数 年 18 件	・TMO 基金事業実施件数 年 18 件
6	取引支援に係る新規取引成立件数の拡大を図ります。			・新規受注成立件数 年 60 件	・新規受注成立件数 年 60 件	・新規受注成立件数 年 60 件
7	IT 産業の成長促進を図るため、IT 関連の取引斡旋及び取引成立件数の拡大を図ります。			・斡旋件数 年 10 件 ・新規受注成立件数 年 3 件	・斡旋件数 年 20 件 ・新規受注成立件数 年 6 件	・斡旋件数 年 30 件 ・新規受注成立件数 年 9 件
8	設備貸与事業の増収を図り、経営収支の改善を図ります。			・貸与額 年 9 億円	・貸与額 年 9 億円	・貸与額 年 9 億円

NO	経営目標	取組主体		平成 18 年度成果目標値	平成 19 年度成果目標値	平成 20 年度成果目標値
		県	法人			
	(経営改善目標)					
総合 目標	顧客である中小企業者の方々の視点に 立って経営を進めるよう、これまでの 組織風土の抜本的な改革を進めます。			・顧客である中小企業者の満足度の向上(顧客満足 度調査の実施と評価)顧客満足度 H17:4.09 4.2 に向上(5段階評価) ・職員満足度の向上(職員満足度調査の実施と評価) H17:各質問項目平均値 3.24 を総合満足度 3.55 ま で引上げる。	・顧客である中小企業者の満足度の向上(顧客満足 度調査の実施と評価)顧客満足度 4.3 ・職員満足度の向上(職員満足度調査の実施と評価) H18 実施結果に基づき目標値を設定	・顧客である中小企業者の満足度の向上(顧客満足 度調査の実施と評価)顧客満足度 4.4 ・職員満足度の向上(職員満足度調査の実施と評価) H19 実施結果に基づき目標値を設定
1	組織体制のスリム化、フラット化を進 め意思決定の迅速化を図るとともに、 理事会等の抜本的見直しを行います。			・(組織体制の見直し)グループ「A」の権限強化によ る意思決定の迅速化の推進 ・(理事会の運営方法等の見直し)理事会・評議員 会の構成見直し ・外部専門家の監事選任(公認会計士を想定) ・監査結果の確実な反映	・(組織体制の見直し)18年度の成果・課題を踏ま えた見直しの実施 ・(理事会の運営方法等の見直し)評議員会におけ る事業評価の仕組みの確立 ・監査結果の確実な反映	・(組織体制の見直し)前年度の成果・課題を踏ま えた見直しの実施 ・(理事会の運営方法等の見直し)前年度の成果・ 課題を踏まえた見直しの実施 ・監査結果の確実な反映
2	現場に密着した情報収集機能を最大限 活用し、顧客ニーズに即した積極的な 施策推進に対応するための体制を早期 に確立し、具体的な展開を図ります。			・(企業支援チームによる顧客ニーズに即した総合 的支援の推進)チーム設置による支援企業数 10 社 ・(国公募事業等の積極的活用)3事業応募・実施 ・基金運用益を活用した事業の拡充	・(企業支援チームによる顧客ニーズに即した総合 的支援の推進)チーム設置による支援企業数 10 社 ・(国公募事業等の積極的活用)3事業応募・実施 ・基金運用益を活用した事業の拡充・継続	・(企業支援チームによる顧客ニーズに即した総合 的支援の推進)チーム設置による支援企業数 10 社 ・(国公募事業等の積極的活用)3事業応募・実施 ・基金運用益を活用した事業の拡充・継続
3	組織と職員個人の能力の向上を図りま す。			・職員研修の実施件数 年6回(うち3回は職員が 講師を担当)	・職員研修の実施件数 年6回(うち3回は職員が 講師を担当)	・職員研修の実施件数 年6回(うち3回は職員が 講師を担当) ・職員による研修及び企業指導の実施
4	業務の改善・改革に努めます。			・(業務見直し件数)職員からの改善提案件数 1 人 当たり最低 1 件。	・(業務見直し件数)職員からの改善提案件数 1 人 当たり最低 1 件。	・(業務見直し件数)職員からの改善提案件数 1 人 当たり最低 1 件。
5	財務体質の改善を図り、単年度黒字化 を継続します。			・単年度黒字の継続 ・H21 までに累積欠損金を解消	・単年度黒字の継続 ・H21 までに累積欠損金を解消	・単年度黒字の継続 ・H21 までに累積欠損金を解消
6	経営改善計画の進捗状況の確認の中 で、県職員の派遣数も含めた人員体制 の検証を実施します。			・県側と法人側の協議(検証)の実施 年4回	・県側と法人側の協議(検証)の実施 年4回	・県側と法人側の協議(検証)の実施 年4回

〔法人が記入〕

7. 中期経営計画達成のための具体的な行動目標と取組内容

NO	行動目標	責任者	担当者	具体的な取組内容	18年度(スケジュール)	19年度(スケジュール)	20年度(スケジュール)
	(事業目標に関する行動目標)						
1	自動車関連産業の育成と幅広く厚みのある産業の集積：自動車関連の新規取引成立 H18～20 各年6件(県全体)	飯倉	深澤・中村・村上	関東自動車工業株調達部の協力の下、自動車部品メーカーからの発注情報を収集把握する。 自動車部品メーカーへの県内企業の紹介・あっせんを行う。 愛知で実行委員会が行う「自動車関連産業展示商談会」の商談コーナーを運営する。	県内企業新規取引成立件数 6件 【完了期日 3月31日】 6月 自動車関連企業ガイド作成 8月 愛知で「自動車関連産業展示商談会」の商談コーナーを運営 10月 商談会のフォローアップ実施	県内企業新規取引成立件数 6件 【完了期日 3月31日】	県内企業新規取引成立件数 6件 【完了期日 3月31日】
2	自動車関連産業の育成：工程改善実施全企業の生産効率向上 H18～20 毎年対前年比20%以上向上	飯倉	深澤・中村・村上	工程改善研修会を既存の2グループのほかに、もう1グループ立ち上げ、計3グループ実施することにより、県内企業の製造技術のレベルアップを促進する。なお、第1グループは自主運営の準備を進める。	・第1グループは20日間、第2・3グループは40日間の開催とする。 ・工程改善実施全企業の生産効率向上(20%以上) 【完了期日 3月31日】 10月 中間評価の実施 11月 公開成果発表会実施 2月 年度末評価実施 3月 内部成果発表会	・第1・2グループは20日間、第3・4グループ40日間の開催を予定。 ・工程改善実施全企業の生産効率向上(20%以上) 【完了期日 3月31日】	・第1～3グループは20日間、第4・5グループ40日間の開催を予定。 ・工程改善実施全企業の生産効率向上(20%以上) 【完了期日 3月31日】
3	産学官連携機能の強化促進による研究開発から事業化までの一貫支援体制の構築：産学官連携による事業化率各年25%、製品化・事業化件数 H18 6件、19～20 各5件	山本	勝負澤・平藤・佐々木(守)	事業化を目標とし、コーディネータ(プロモータ)を配置して次の事業を行い、事業化3件を目標とする。・「研究開発事業」・「研究開発・技術相談」・「橋渡し」・「研究会支援」【完了期日 3月31日】	県内産業支援機関と連携し、企業訪問を繰返し、生産活動や研究開発支援をニーズに対応して行う。 【完了期日 3月31日】	同左	同左

NO	行動目標	責任者	担当者	具体的な取組内容	18年度(スケジュール)	19年度(スケジュール)	20年度(スケジュール)
	(事業目標に関する行動目標)						
4	新技術開発や新分野での新産業の育成：中小企業戦略的総合支援事業の支援企業数 年5社、中小企業の新事業活動の支援企業数 年20社	山口	二階堂・山根	発展可能性の高い県内中小企業の市場性の調査等成長戦略を構築し、総合的な経営支援を行う。 年間5社を公募審査の上支援対象を決定する。 また、中小企業新事業活動促進法（経営革新、新連携）に係る相談指導等について、20社を目標として実施する。	県内中小企業等5社 4月支援対象企業公募対象企業選定 5月支援対象企業ヒアリング 5月支援体制検討会 6月補助金契約 マーケティング調査随時実施 7月～12月新事業活動法に係るセミナー等の実施、相談指導 経営革新、新連携に係る相談指導を随時実施する。 【完了期日 3月31日】	県内中小企業等5社 経営革新、新連携に係る相談指導を随時実施する。 【完了期日 3月31日】	県内中小企業等5社 経営革新、新連携に係る相談指導を随時実施する。 【完了期日 3月31日】
5	産業人材の育成：ものづくり人材育成に係る講座により生産効率を改善する企業数 各年20社	飯倉	菊池・小原(由香)	国際競争力の高い本県ものづくり産業の一層の集積促進を目指し、品質、納期、コスト各般に渡るカイゼン能力の高い意欲的な産業人材を育成するため、各階層の課題に応じた人材育成コースを体系的に開講する。新規に経営幹部・後継者層向け長期コースと現場改善実習の基礎コースを開催するほか、ニーズの高い講座については開催地を変えて複数開催する。 受講企業の満足度調査を行い、次年度計画に反映させる。	<ul style="list-style-type: none"> 全12コース（うち2コースは2回）を開講 実習型20社の生産効率改善工場管理実践塾5社、5S実践基礎講座5社、ものづくりリーダー養成講座、受注能力向上セミナー及び業務システム構築セミナーで10社、 【完了期日 3月31日】 4月 長期研修型コースの現場確認 5月 各種研修開始 10月 フォローアップ調査開始 次年度計画へ反映 12月 長期研修成果発表会 2月 生産効率改善効果の確認・まとめ	顧客満足度調査、カイゼン効果測定等により、コース内容を見直して実施する。 【完了期日 3月31日】	顧客満足度調査、カイゼン効果測定等により、コース内容を見直して実施する。 【完了期日 3月31日】

NO	行動目標	責任者	担当者	具体的な取組内容	18年度(スケジュール)	19年度(スケジュール)	20年度(スケジュール)
	(事業目標に関する行動目標)						
6	TMO を中心とした中心市街地活性化の取組みを促進：TMO 基金事業実施件数 各年 18 件	山口	渡辺	TMO が実施する商店街活性化の為にソフト事業に対し、基金の運用益をもって助成する。 また、中心市街地活性化支援法の改正に伴う法の周知を行う。	助成事業数 18 事業 3 月末次年度助成対象事業審査会 追加要望分審査 4 月基金振替債手続き 5～12 月実施状況把握 2～3 月当該年度確認調査 3 月次年度要望ヒアリング 3 月補助金変更契約手続き 【完了期日 3 月 31 日】	助成事業数 18 事業 3 月末次年度助成対象事業審査会 追加要望分審査 5～12 月実施状況把握 2～3 月当該年度確認調査 3 月次年度要望ヒアリング 3 月補助金変更契約手続き 【完了期日 3 月 31 日】	助成事業数 18 事業 【完了期日 3 月 31 日】
7	取引支援に係る新規取引成立件数の拡大：各年 60 件成立	飯倉	菅原(節)・菅原(敬)・柳沢	・ 県内外からの発注案件等の情報を収集把握する。 ・ 発注案件を有する企業への県内企業の紹介・あっせんを行う。 ・ 関東地区及び県内で商談会を実施する。	新規取引成立件数 60 件 【完了期日 3 月 31 日】 4 月～ 三県合同商談会発注企業開拓開始 7 月 三県合同商談会開催〔東京〕 7 月～ 受注能力向上研修参加企業への同行斡旋 8 月～ 単独商談会発注企業開拓 10 月 単独商談会開催〔北上〕 12 月～ 商談会フォローアップ調査	新規取引成立件数 60 件 【完了期日 3 月 31 日】	新規取引成立件数 60 件 【完了期日 3 月 31 日】

NO	行動目標	責任者	担当者	具体的な取組内容	18年度(スケジュール)	19年度(スケジュール)	20年度(スケジュール)
	(事業目標に関する行動目標)						
8	IT 関連の取引あっせん及び取引成立件数の拡大： あっせん件数 H18年間10件、19年間20件、20年間30件、新規受注成立件数 H18年間3件、19年間6件、20年間9件	飯倉	菅原 (敬)	<ul style="list-style-type: none"> ・県が進める人材育成などの事業との連携の中で、組込み系ソフトウェアに的を絞ったIT関連産業の取引あっせんを18年度から実施する。 ・センターに高度なIT関連知識を有する「技術アドバイザー」を配置して、県内企業への取引あっせん業務を実施する。 ・首都圏在住のIT関連知識とネットワークを有する「取引サポーター」を委嘱して、組込みソフトウェア業務の発注情報の開拓・収集を進める。 ・ソフトウェア産業企業ガイド作成などの取り組みで取引あっせん等を行う。 	IT関連の取引あっせん件数 10件、 新規受注成立件数 3件 【完了期日 3月31日】 4月 主力分野決定 「技術アドバイザー」「取引サポーター」を配置 6月 組込み系ソフトウェア研究会開催 8月 ソフトウェア産業企業ガイド作成 企業巡回本格開始 10月 組込み系ソフトウェア研究会開催	IT 関連の取引あっせん件数 20件、 新規受注成立件数 6件 【完了期日 3月31日】	IT 関連の取引あっせん件数 30件、 新規受注成立件数 9件 【完了期日 3月31日】

NO	行動目標	責任者	担当者	具体的な取組内容	18年度(スケジュール)	19年度(スケジュール)	20年度(スケジュール)
(事業目標に関する行動目標)							
9	設備貸与事業の増収による経営収支の改善：年間貸与額各年9億円	藤田	兼田・藤沢・泉山	<p>収支改善と貸与の利用向上を念頭に置きながら巡回広報に努め、設備貸与で2.8億円、機械類貸与で6.2億円、計9億円の目標額達成を目指す。このため、支援企業中心型システムを有効活用し、総合的な支援を行なうことで他との差別化を図る。</p> <p>企業にとって利用しやすい制度にするため、月払い・保証人・中古の取り扱いの改善を行う。</p> <p>また、企業にとってより利用しやすい制度とするため、センターの借入返済や企業への貸付条件等の見直しを行なう。</p>	<p>設備貸与で2.8億円、機械類貸与で6.2億円、計9億円達成</p> <p>【完了期日 3月31日】</p> <p>4月～ 支援企業中心制への移行で、年間を通して横の連携強化職員向け金融知識研修会実施</p> <p>6月 センターの借入返済条件の見直し実施して、県との協議開始</p> <p>9月までに 保証金、損料等制度全体の見直し実施で、県との協議開始</p> <p>9月 累計設備貸与1.5億円、機械類貸与3.3億円 50%以上達成</p> <p>12月 累計設備貸与2.2億円、機械類貸与4.8億円 75%以上達成</p>	<p>年間を通じ、巡回・広報を強化する</p> <p>【完了期日 3月31日】</p>	<p>年間を通じ、巡回・広報を強化する</p> <p>【完了期日 3月31日】</p>

NO	行動目標	責任者	担当者	具体的な取組内容	18年度(スケジュール)	19年度(スケジュール)	20年度(スケジュール)
	(経営改善目標に関する行動目標)						
1	顧客である中小企業者の満足度の向上：5段階評価でH18年度4.2、19年度4.3、20年度4.4	高舘	小原(由香)	<p>毎年顧客満足度調査を実施し、満足度の低い事業の内容・実施方法の見直し等を行うとともに、意見・要望へのフォローアップを行う。</p> <p>企業支援チームを設置し、各事業の連携を強化しながら支援対象企業の総合的支援を行うことにより顧客満足度の向上を目指す。</p> <p>企業支援チーム設置による総合的支援の実施、賛助会員へのサービス内容の充実による賛助会員数の増大を目指す(目標：新規加入数各年20社)</p>	<p>4月：企業支援チームの仕組みの検討・設置(以後必要に応じ随時設置)</p> <p>5月：17年度事業に係る顧客満足度調査の実施</p> <p>6月：調査結果取りまとめ、対応策検討</p> <p>7月：調査結果及び対応策公表・相手方送付</p> <p>8月以降：随時フォローアップ 賛助会員の募集・PRは随時行う。 【完了期日3月31日】</p>	<p>4月：企業支援チーム設置(以後必要に応じ随時設置)</p> <p>5月：18年度事業に係る顧客満足度調査の実施</p> <p>6月：調査結果取りまとめ、対応策検討</p> <p>7月：調査結果及び対応策公表・相手方送付</p> <p>8月以降：随時フォローアップ 賛助会員の募集・PRは随時行う。 【完了期日3月31日】</p>	<p>4月：企業支援チーム設置(以後必要に応じ随時設置)</p> <p>5月：19年度事業に係る顧客満足度調査の実施</p> <p>6月：調査結果取りまとめ、対応策検討</p> <p>7月：調査結果及び対応策公表・相手方送付</p> <p>8月以降：随時フォローアップ 賛助会員の募集・PRは随時行う。 【完了期日3月31日】</p>
2	職員満足度の向上：H17年度各質問項目平均値3.24を18年度に総合満足度3.55まで引上げる。	高舘	小原(由香)	<p>毎年職員満足度調査を実施し、満足度の低い項目については企画会議を中心として対応策を検討・実施する。</p> <p>個人毎に業務目標を設定し、その達成に向けて前向きに取組むとともに、その達成度の検証を行う。</p>	<p>4月 業務目標の設定 (Gリーダ-ヒアリング実施)</p> <p>5月 職員満足度調査の実施</p> <p>6月 調査結果取りまとめ・対応策検討(以後随時実施)</p> <p>10月 業務目標の進捗状況ヒアリング</p> <p>2月 業務目標達成状況ヒアリング 【完了期日3月31日】</p>	<p>4月 業務目標の設定 (Gリーダ-ヒアリング実施)</p> <p>5月 職員満足度調査の実施</p> <p>6月 調査結果取りまとめ・対応策検討(以後随時実施)</p> <p>10月 業務目標の進捗状況ヒアリング</p> <p>2月 業務目標達成状況ヒアリング 【完了期日3月31日】</p>	<p>4月 業務目標の設定 (Gリーダ-ヒアリング実施)</p> <p>5月 職員満足度調査の実施</p> <p>6月 調査結果取りまとめ・対応策検討(以後随時実施)</p> <p>10月 業務目標の進捗状況ヒアリング</p> <p>2月 業務目標達成状況ヒアリング 【完了期日3月31日】</p>

NO	行動目標	責任者	担当者	具体的な取組内容	18年度(スケジュール)	19年度(スケジュール)	20年度(スケジュール)
	(経営改善目標に関する行動目標)						
3	組織体制のスリム化、フラット化による意思決定の迅速化	高舘	小原 (由香)	グループリーダーの権限強化による意思決定の迅速化の推進。グループ制運用に係る問題点及び解決策について、四半期毎を目途に企画会議で検討する。 プロマネ・サブマネ(18年度職名はシニアプロモーター・プロモーター)の役割・体制等について抜本的な見直しを行う。 臨時職員の定数見直しを行い、削減する。	グループ制運用に係る問題点及び解決策について四半期を目途に企画会議で検討する。 4~9月 プロマネ・サブマネの役割・体制等検討及び臨時職員の定数見直し 10月 臨時職員定数削減の実施 10~11月 県との協議 1~3月 スタッフ募集 【完了期日3月31日】	グループ制運用に係る問題点及び解決策について四半期を目途に企画会議で検討する。 4月 プロマネ・サブマネ新体制に移行。企画会議で適宜検証する。	グループ制運用に係る問題点及び解決策について四半期を目途に企画会議で検討する。
4	理事会等の抜本的見直し	二階堂	小原 (由香)	理事会・評議員会の構成を見直すとともに、評議員会における事業評価の実施を検討する。 公認会計士の監事選任を検討する。	4~12月 理事会・評議員会の構成見直し・県との協議・調整 1~2月 候補者への依頼・調整 3月 新理事・評議員専任 公認会計士の監事専任を検討する。 【完了期日3月31日】	5月 評議員会における前年度事業評価の試行。 6~9月 事業評価の仕組みの検討。 10~11月 評議員会において当年度事業評価(中間報告)の実施。 監査結果の確実な反映。 【完了期日3月31日】	5月 評議員会における前年度事業評価の実施。 10~11月 評議員会における当年度事業評価(中間報告)の実施。 監査結果の確実な反映。 【完了期日3月31日】
5	企業支援チームによる顧客ニーズに即した総合的支援の推進：チーム設置による支援企業数各年10社	高舘	小原 (由香)	企業支援チームを設置し、各企業に必要な施策をコーディネートし、総合的な支援を行う。	4月 企業支援チームの仕組みの検討・設置(以後必要に応じ適宜設置) 企業支援チームにおける支援の進捗状況について、適宜企画会議に報告・検証	4月 企業支援チーム設置(以後必要に応じ適宜設置) 企業支援チームにおける支援の進捗状況について、適宜企画会議に報告・検証	4月 企業支援チーム設置(以後必要に応じ適宜設置) 企業支援チームにおける支援の進捗状況について、適宜企画会議に報告・検証

NO	行動目標	責任者	担当者	具体的な取組内容	18年度(スケジュール)	19年度(スケジュール)	20年度(スケジュール)
	(経営改善目標に関する行動目標)						
6	国公募事業等の積極的活用： 各年3事業応募・実施	高館	勝負 澤・小原 (由香)・ 佐々木 (守)	コンソーシアム事業、知的財産戦略支援事業、ジョブカフェネットワーク構築事業に応募し、実施する。	4月～ コンソーシアム事業実施 4月～ 知的財産戦略支援事業実施 4月～ ジョブカフェネットワーク構築事業の実施	クラスター研究会の発展系でコンソーシアム応募・事業実施 4月～知的財産戦略支援事業 4月～ ジョブカフェネットワーク構築事業の実施	コンソーシアム事業実施 4月～知的財産戦略支援事業 4月～ ジョブカフェネットワーク構築事業の実施
7	基金運用益を活用した事業の 拡充	山口	中村	起業化助成金のPR強化。北上川流域企業等の巡回強化(中小企業ニーズの把握)、ビジネスグランプリ事業に係る事業資金の助成。	起業化助成(HP等でPR)4月 4～5月(随時)巡回強化 11月ビジネスグランプリ開催	4月起業化助成PR 4～5月(随時)巡回強化 11月ビジネスグランプリ開催	4月起業化助成PR 4～5月(随時)巡回強化 11月ビジネスグランプリ開催
8	組織と職員個人の能力の向上： 職員研修年6回実施(うち3回は職員が講師を担当)	藤田	高橋 (宏利)	センターが抱える課題や、センター職員が産業支援機関の職員として知識・ノウハウを深めるべき分野について相互研鑽を行う研修会を開催し、職員の資質向上を図る。	5月より原則として隔月で実施	5月より原則として隔月で実施	5月より原則として隔月で実施

NO	行動目標	責任者	担当者	具体的な取組内容	18年度(スケジュール)	19年度(スケジュール)	20年度(スケジュール)
	(経営改善目標に関する行動目標)						
9	業務の改善・改革：職員からの改善提案件数1人当たり最低1件	二階堂	小原(由香)	業務効率化検討ワーキンググループを設置し、業務改善・改革に係る課題の検討を随時行う。 業務改善推進月間を業務目標の設定・進捗状況ヒアリングと併せて年3回(4月・10月・2月)設け、職員からの改善提案を募集する。募集された内容については、WGの中で検討し、企画会議に提案し、適宜実施する。	4月 WGメンバーの選任・設置。 随時業務改善・改革に係る課題の検討を行う。 業務改善推進月間(改善提案募集) 5月～ 改善提案内容検討・実施 10月 業務改善推進月間(改善提案募集) 11月～ 改善提案内容検討・実施 2月 業務改善推進月間(改善提案募集) 3月 改善提案内容検討・実施 【完了期日3月31日】	4月 WGメンバーの選任・設置。随時業務改善・改革に係る課題の検討を行う。 業務改善推進月間(改善提案募集) 5月～ 改善提案内容検討・実施 10月 業務改善推進月間(改善提案募集) 11月～ 改善提案内容検討・実施 2月 業務改善推進月間(改善提案募集) 3月 改善提案内容検討・実施 【完了期日3月31日】	4月 WGメンバーの選任・設置。随時業務改善・改革に係る課題の検討を行う。 業務改善推進月間(改善提案募集) 5月～ 改善提案内容検討・実施 10月 業務改善推進月間(改善提案募集) 11月～ 改善提案内容検討・実施 2月 業務改善推進月間(改善提案募集) 3月 改善提案内容検討・実施 【完了期日3月31日】
10	財務体質の改善による単年度黒字化の継続 H21までに累積欠損金を解消	藤田	兼田	設備貸与事業等の増収を図ることにより、単年度黒字を継続する。	貸与額年9億円の達成に向けた取組を行う。 【完了期日3月31日】	貸与額年9億円の達成に向けた取組を行う。 【完了期日3月31日】	貸与額年9億円の達成に向けた取組を行う。 【完了期日3月31日】

(注) 記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。また、各年度のスケジュールについては、完了期日を明確にすること。

8. 役・職員数

(単位:人)

項目	15年度(実績)	16年度(実績)	17年度(実績)	18年度(予定)	19年度	20年度	備考
常勤役員	県派遣職員						
	県職員OB	1	1	1	1	1	
	プロパー職員						
	民間からの役員						
	その他						
小計	1	1	1	1	1	1	
常勤職員	県派遣職員	11	11	7	8	8	8
	県職員OB	1	1	0	0	0	0
	プロパー職員	24	22	22	21	20	18
	市町村・民間派遣	20	13	4	1	1	1
	委嘱者	10	8	3	5	5	5
	契約研究員	16	21	3	0	0	0
小計	82	76	39	35	34	32	
非常勤役員	県派遣職員	1	1	1	1	1	1
	県職員OB						
	プロパー職員						
	民間からの役員						
	その他	9	9	9	9	9	9
小計	10	10	10	10	10	10	
非常勤職員	県職員OB						
	プロパー職員						
	その他の職員	10	13	4	10	13	15
小計	10	13	4	10	13	15	
臨時職員	14	11	9	7	7	7	
計(～)	117	111	63	63	65	65	

常勤監事及び非常勤監事も役員に含みます。

各年4月1日現在で記入

9. 設備投資計画及び大規模修繕計画等

(単位:千円)

実施年度及び計画の概要	投資額等の内訳	左記の資金調達
(実施年度:17年度) 無		
(実施年度:18年度) 無		
(実施年度:19年度) 無		
(実施年度:20年度) 無		

(注) 設備投資は1,000千円以上。大規模修繕とは概ね5,000千円以上とする。

10.収支実績及び収支計画

(単位:千円)

項 目	15年度(実績)	16年度(実績)	17年度(予定)	増減分析	18年度	19年度	20年度	積算根拠
基本財産運用収入	4,213	6,492	4,182	H16年度は国債等買換による一時的な売却益あり増加	4,182	4,182	4,182	国債等運用見込額
基金受取利息収入	38,567	53,338	41,123		31,329	31,329	31,329	同上
事業収入	132,619	106,562	97,067	設備貸与等事業の収入減少	107,871	113,695	109,779	設備貸与等事業の貸与額を中期経営計画目標額(9億円)で試算
会費収入(事業外収入)	4,800	5,020	5,000	新規入会と退会で増減無し	5,400	5,800	6,000	新規入会会員10~20会員/年
補助金収入	500,789	468,660	318,110	補助事業の減少	304,013	297,919	297,819	H18年度の補助事業継続
委託料収入	391,389	207,545	68,951	委託事業の減少	80,693	80,693	80,693	H18年度の委託事業継続
負担金収入	20,720	18,796	19,146		17,360	17,360	17,360	H18年度事業継続
運用財産受取利息収入	35,885	35,424	29,889	設備貸与等事業の運用財産(保証金)の減少	28,785	28,955	28,565	設備貸与等事業保証金の運用見込
雑収入(事業外収入)	1,052	1,081	1,632		2,430	2,430	2,430	
その他事業外収入	185,197	191,160	125,536		140,511	140,511	140,511	貸与事業等の未収額の増減無しで試算
(うち貸倒引当金戻入)	(178,120)	(183,268)	(118,604)	H17年度は貸倒償却処理で戻入減少	(134,827)	(134,827)	(134,827)	(")
その他特別収入	34,408	45,931	18,106	H16年度は退職給与引当金戻入で増加	66,567	44,455	57,366	退職給与引当金戻入(H18年度1名、H19年度1名、H20年度2名) 設備貸与等事業自己資金戻入ほか
当期収入計(A)	1,349,639	1,140,009	728,742		789,141	767,329	776,034	
前期繰越金(B)	101,050	151,770	112,375		108,219	84,432	50,487	
収入合計(A)+(B)=(C)	1,248,589	988,239	616,367		680,922	682,897	725,547	
事業費	842,258	614,364	344,992	補助委託事業等の収入減少に伴う減少	353,282	347,396	341,547	補助委託事業等の事業支出
管理費	289,364	296,795	220,932	事務室賃借料の減少	234,957	223,216	225,576	退職金支給及び人件費減(H18年度1名、H19年度1名、H20年度2名)
(内、人件費)	(250,218)	(273,705)	(213,478)	H16年度は、退職金支給(2名)で増加	(230,457)	(220,216)	(222,576)	(")
事業外費用	215,769	146,537	138,716		142,646	142,525	142,167	貸与事業等の未収額の増減無しで試算
(うち貸倒引当金繰入)	(201,035)	(131,504)	(134,828)	設備貸与等事業貸与額増加に伴う増加他	(134,827)	134,827	(134,827)	(")
特別費用	52,968	42,918	19,946	収支差額変動準備金繰入減少	34,469	20,247	23,268	設備貸与等事業自己資金繰入ほか
当期支出計(D)	1,400,359	1,100,614	724,586		765,354	733,384	732,558	
当期収支差額(A)-(D)	50,720	39,395	4,156		23,787	33,945	43,476	
次期繰越収支差額(C)-(D)	151,770	112,375	108,219		84,432	50,487	7,011	

注1 当センターは、企業会計で処理しているため損益計算書(収益費用計算書)により作成

注2 管理費は、事務所賃借料、水光熱費及び人件費を計上

11.委託料、補助金の見込み

(単位:千円)

項 目	15年度(実績)	16年度(実績)	17年度(予定)	18年度	19年度	20年度	備 考
受託事業収入のうち県からの委託料	53,148	49,047	31,448	23,890	22,965	22,965	
うち運営費相当額	0	0	0	0	0	0	
補助金収入のうち県からの補助金	401,670	376,159	313,521	295,539	289,645	289,645	
うち運営費相当額	42,687	36,128	10,013	15,451	9,557	9,557	

(注) 運営費相当額とは、人件費、賃借料、赤字補填など法人の維持活動に充てるために交付された補助金を記入する。

12.長期借入金の見込み

(単位:千円)

項 目	15年度(実績)	16年度(実績)	17年度(予定)	18年度	19年度	20年度	備 考
前年度末借入残高	6,003,223	5,908,742	5,724,174	5,762,256	5,483,792	5,139,796	
うち県からの借入残高	5,762,216	5,809,082	5,680,747	5,734,536	5,469,912	5,139,796	
当該年度借入額(新規)	317,194	160,272	319,351	400,000	350,000	350,000	
うち県からの借入額	317,194	160,272	319,351	400,000	350,000	350,000	
当該年度元金償還額	411,675	344,840	281,269	678,464	693,996	1,015,525	
うち県への償還額	270,328	288,607	265,562	664,624	680,116	1,015,525	
当該年度末借入残高	5,908,742	5,724,174	5,762,256	5,483,792	5,139,796	4,474,271	
うち県からの借入残高	5,809,082	5,680,747	5,734,536	5,469,912	5,139,796	4,474,271	
県の損失補償残高	1,328,516	855,266	637,109	660,914	642,000	636,000	

(注) 長期借入金の状況及び損失補償の状況を記入する

13.短期借入金の見込み

(単位:千円)

項 目	15年度(実績)	16年度(実績)	17年度(予定)	18年度	19年度	20年度	備 考
前年度末借入残高	2,121,827	2,203,186	2,083,137	2,268,610	2,591,578	2,734,045	
うち県からの借入残高	0	0	0	0	0	0	
当該年度借入額(新規)	5,398,558	4,750,757	5,051,631	5,600,044	5,970,057	6,247,165	
うち県からの借入額	3,195,372	2,667,620	2,783,021	3,008,466	3,236,012	3,378,479	
当該年度元金償還額	5,317,199	4,870,806	4,866,158	5,277,076	5,827,590	6,112,524	
うち県への償還額	3,195,372	2,667,620	2,783,021	3,008,466	3,236,012	3,378,479	
当該年度末借入残高	2,203,186	2,083,137	2,268,610	2,591,578	2,734,045	2,868,686	
うち県からの借入残高	0	0	0	0	0	0	

(注) 短期借入金の状況及び損失補償の状況を記入する

14 中期経営計画及び平成 18 年度経営計画に対する所管部局の意見

当法人は、県内の中小企業等を対象として総合的に産業振興を進めることを目的に（財）岩手県中小企業振興公社と（財）岩手県高度技術振興協会を統合し平成 12 年 4 月に設立されたものである。

平成 15 年度にスタートした県の出資等法人改革を一つの契機として、当法人でも、これまで着実に経営改善等に係る取り組みを進めてきている。

一方、県においては平成 18 年 4 月から「分権型社会の構築」と「産業の振興」による自立した地域の形成を目指して、新たに 4 つの広域振興圏をスタートさせるなど、「産業振興」を県政の最重要課題として明確に位置付けているところである。

現在、県内企業は、グローバル化による国際競争の激化や、人口減少、少子・高齢化の進行などにより、ますます厳しい経営環境におかれている。

このような背景から、当法人が、経営改善等の内部的な効率化や機能強化に一刻も早く目途を立て、本来のミッションである県内企業の高度な成長支援に向けて、これまでも増して存分に活躍することが大いに期待されているところである。

当法人の役割は県内企業の成長支援であることから、経済的な効果（価値）は本来、支援を受けた企業側に生ずるものである。従って、当法人自体は利潤を追求して活動しているものではないが、収支のバランスは当然求められる。

しかしながら、近年（平成 16 年度まで）当法人のほぼ唯一の収益事業である設備貸与等事業が、景気の悪化による利用実績の低下に加え、県との経費設定ルール（県からの原資の借入利率等）の硬直化により赤字を生ずるに至った。

さらに当法人と県とのコミュニケーション不足の中で（お互いに不信感を深め）より一層赤字が拡大するという、まさに負の循環に陥っていたところである。

このような背景を踏まえ、平成 16 年度中には県単貸与利率の見直し等、まず県側で出来る限りの対応を行い健全経営のための一定の基盤の確保に努めた。次に平成 17 年度に入ってから当法人側でさまざまな改善活動に取り組み、設備貸与等事業についても前向きに活動した結果、前年を大きく上回る実績につながったところである。

今回の中期経営計画（及び平成 18 年度経営計画）は、当法人及び県がお互いに意思疎通の努力を継続する中で作成されたものである。関係者の努力が実り、ようやく正しい方向に向けてサイクルが回り始めようとしている手応えを感じるところである。

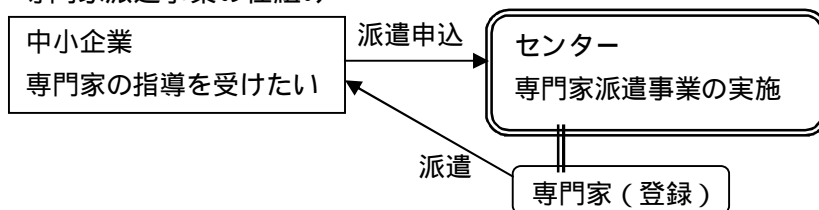
今後とも、産業振興施策において現場第一線を担う当法人と、その下支えを担う県が車の両輪となって、県内企業の力強い成長に向けて共に取り組んでいきたいと考える。

(財)いわて産業振興センターの専門家派遣事業に関する鳥瞰図

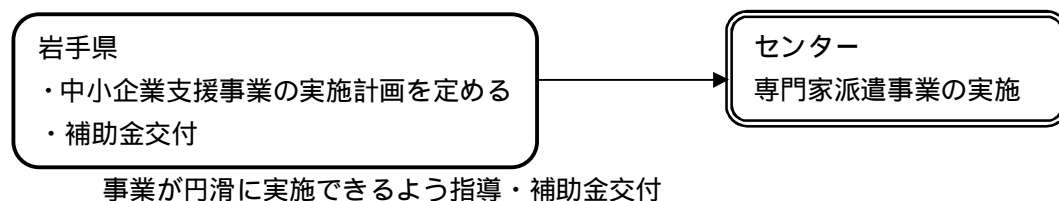
専門家派遣事業については、従来国及び県から中小企業経営資源強化対策費補助金を受けて実施していたが、18年度から当補助金の財源が国から県に委譲されたため、事業の仕組み及び推進体制等が変更される見込みである。新しい仕組み等については、現在県で検討中であるため、17年度までの概要を以下に記載する。

[図1 専門家派遣事業の概要]

1 専門家派遣事業の仕組み



2 専門家派遣事業の推進体制



参考

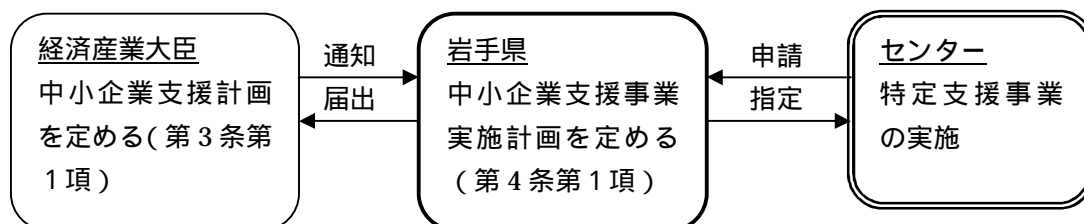
1 専門家派遣事業の仕組み

創業又は経営革新を行い経営の向上を図ろうとする中小企業者等に対し、経営、技術、情報化等、各分野の専門家を派遣して、中小企業等が抱えている多岐にわたる課題の解決を図るための指導支援を行う事業である

2 専門家派遣事業の推進体制

センターは、特定支援事業を県知事が届け出た計画に基づいて、かつ、経済産業大臣が定めた中小企業支援事業の実施に関する基準に従い、適正かつ確実に実施しなければならない。県はセンターが上記を遵守していないと認めるときは、当該事業の改善に関する命令、指定の取消しその他必要な措置をとることができる。

[図2 中小企業支援法に定めるセンターの位置づけ等]



参考 中小企業支援法（条項抜粋）

（中小企業支援計画）

第3条 経済産業大臣は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、中小企業の経営資源の確保を支援する次に掲げる事業であつて、国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行うもの（以下「中小企業支援事業」という。）の実施に関する計画を定めるものとする。

- 一 中小企業者の依頼に応じて、その経営方法に関し、経営の診断又は経営に関する助言を行う事業
- 二 中小企業者の依頼に応じて、技術に関する助言を行う事業又はそのために必要な試験研究を行う事業
- 三 中小企業の経営方法又は技術に関し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行う事業
- 四 中小企業支援担当者（国又は都道府県が行う第一号又は第二号に掲げる事業（第七条第一項に規定する指定法人が行う同項に規定する特定支援事業を含む。）において、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言を担当する者をいう。以下同じ。）を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業
- 五 前各号に掲げるもののほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業

2 【省略】

3 経済産業大臣は、第一項の計画を定めたときは、すみやかにこれを都道府県知事（第一項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。）に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第4条 都道府県知事は、前条第三項の規定による通知を受けたときは、同条第一項の計画に基づき、当該都道府県が行う中小企業支援事業の実施に関する計画を定め、これを経済産業大臣に届け出るものとする。

（指定）

第7条 都道府県知事は、次の各号に適合する者を、その申請により、当該都道府県に一を限つて指定し、その者（以下「指定法人」という。）に、当該都道府県が行う中小企業支援事業のうち特定支援事業を行わせることができる。

- 一 申請者が民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人であること。
- 二 申請者が当該特定支援事業を適正かつ確実に実施することができると認められる者であること。
- 三 申請者が次条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと

（指定法人の義務等）

第8条 指定法人は、当該特定支援事業を、第4条第一項の規定により都道府県知事が届け出た計画に基づいて、かつ、第6条の基準に従い、適正かつ確実に実施しなければならない。

(国の補助)

第10条 国は、第4条第1項の規定による届出があつた計画が第3条第1項の計画に適合している場合において、都道府県が当該届出に係る計画に基づいて中小企業支援事業を行うときは、都道府県が自ら行う事業についてはその経費の一部を、都道府県が第7条第1項の規定により指定法人に行わせる特定支援事業については当該法人に対しその事業につき都道府県が補助する経費の一部を、当該都道府県に対し、予算の範囲内において補助することができる。

中小企業経営資源強化対策費補助金交付要綱(条項抜粋)

(補助金の交付の対象)

第4条 補助金は、補助事業者が次に掲げる事業を行うために必要な経費であつて、別表1の「補助対象経費」に掲げるもののうち、所轄経済産業局長が必要かつ相当と認めるものについて予算の範囲内において交付する。

(1)【省略】

(2) 特定支援事業(補助事業者は、都道府県及び政令指定市に限る。)

～ 【省略】

専門家派遣事業

創業や経営の向上を図る中小企業者等の求めに応じて、民間の専門家を活用して、経営、技術、情報化等に係る診断・助言を行う事業

【省略】

(3)～(6)【省略】

中小企業支援センター事業補助金交付要領(条項抜粋)

(目的)

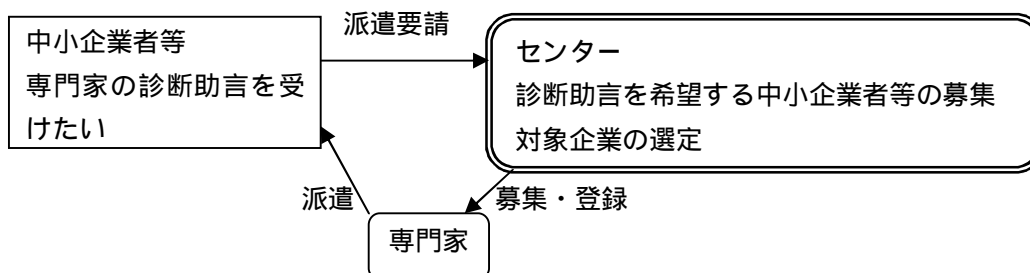
第1 中小企業がその存立基盤を確立し、厳しい経済情勢や環境変化に対応した経営革新を進めるため、財団法人いわて産業振興センター(以下「センター」という。)が中小企業支援センター事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、この要領により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

区 分	経費	補助額
1 【省略】	【省略】	【省略】
2 中小企業支援事業 (1) 窓口相談事業 (2) 専門家派遣事業 (3) 講習会・セミナー開催事業	センターが中小企業支援事業を行う場合に要する別表に定める経費	当該経費の10分の10(専門家派遣事業は3分の2)に相当する額以内の額
3～6 【省略】	【省略】	【省略】

[図3 中小企業経営資源強化対策費補助金実施要領による専門家派遣の流れ]



参考 中小企業経営資源強化対策費補助金実施要領（条項抜粋）

第4章 専門家派遣事業（中小企業支援事業・特定支援事業）

3. 事業の内容

本事業は都道府県、政令指定市及び都道府県等中小企業支援センターが、以下の要領により診断助言を行うための専門家の派遣事業を行うものとする。

【省略】

（1）専門家派遣事業の選定

都道府県、政令指定市および都道府県等中小企業支援センターは、診断助言を希望する中小企業者等を募集し、当該企業から様式第2の「専門家派遣要請書」を提出させ、審査委員会等において以下の（イ）から（ハ）の要件に合致する企業であるか等内容を検討の上、本事業の対象となる企業を選定するものとする。ただし、必要に応じ都道府県等中小企業センターにおいてはプロジェクトマネージャー【省略】の判断により、企業の選定をすることができる。

（専門家派遣の対象となる中小企業等）

（イ）創業又は経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲ある中小企業者等であること。

（ロ）創業又は経営革新等経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること。

（ハ）専門家派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること。

（2）専門家の募集・登録・派遣

（イ）専門家の募集は、原則として公募とし、多岐にわたる課題に対応できるよう中小企業診断士、技術士、情報処理技術者、税理士、公認会計士、大学関係者に加え、企業経営又は技術の実務経験者など幅広い分野の専門家を募集し、専門家から様式第3の「専門家登録申請書」を提出させ、これに基づき専門家派遣事業の専門家として登録するものとする。

都道府県、政令指定市及び都道府県等中小企業支援センターは、登録した専門家の名簿を作成し、支援対象中小企業者等が専門家を選択する際に必要と思われる事項（例えば、アドバイスの事例、謝金の単価、経験等）を記載し、提示できるよう整えておくこととする。

（ロ）都道府県、政令指定市及び都道府県等中小企業支援センターは、選定された対象企業の支援を求める内容に応じて、単独又は複数の専門家に対して、本事業の対象企業に対して診断助言による支援を行うことを依頼するものとする。

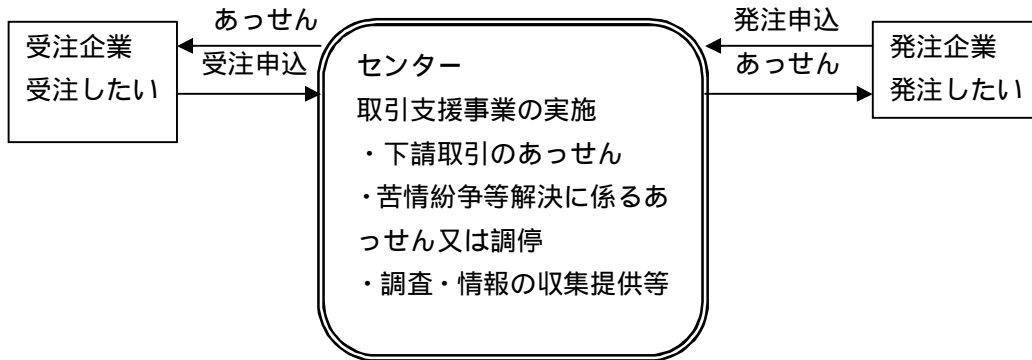
(八) 対象企業は、原則として、上記(2)(イ)で登録された専門家の中から専門家を指定できることとするが、対象企業に専門家について知見がない場合は、都道府県、政令指定市及び都道府県等中小企業支援センターは、登録されている専門家の中から支援要請の内容に合致した専門家を紹介することとする。

【省略】

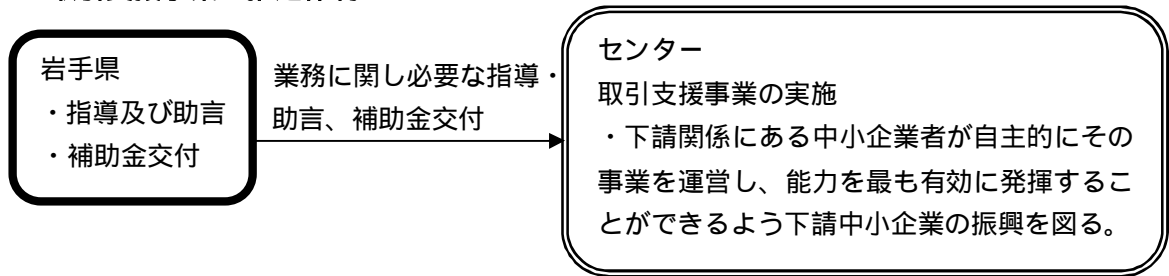
(財)いわて産業振興センターの取引支援事業に関する鳥瞰図

[図1 取引支援事業の概要]

1 取引支援事業の仕組み



2 取引支援事業の推進体制



参考

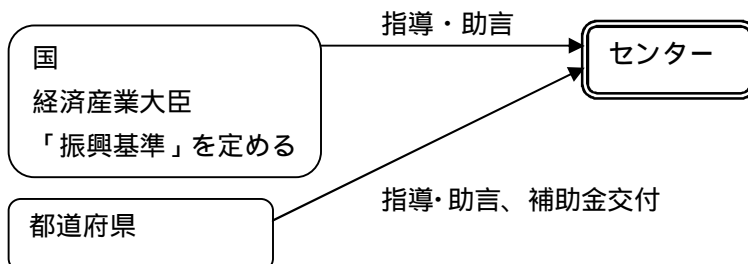
1 取引支援事業の仕組み

下請中小企業の振興を図るため、下請取引のあっせん、下請取引に関する苦情紛争等の解決についてのおっせん又は調停や、取引あっせんに必要な調査又は情報の収集提供等を行う事業である。

2 取引支援事業の推進体制

国及び都道府県は、下請取引の円滑化を促進して下請中小企業の振興を図るため、その業務に関し必要な指導及び助言を行うように努める。

[図2 下請中小企業振興法に定める公社の位置づけ等]



参考 下請中小企業振興法（条項抜粋）

（振興基準）

- 第3条 1 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。
- 2 振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項
 - 二 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項
 - 三 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項
 - 四 対価の決定方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項
 - 五 下請事業者の連携の推進に関する事項
 - 六 その他下請中小企業の振興のため必要な事項
- 3 経済産業大臣は、振興基準を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

（指導及び助言）

- 第4条 主務大臣は、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、振興基準に定める事項について指導及び助言を行うものとする。

（下請振興協会）

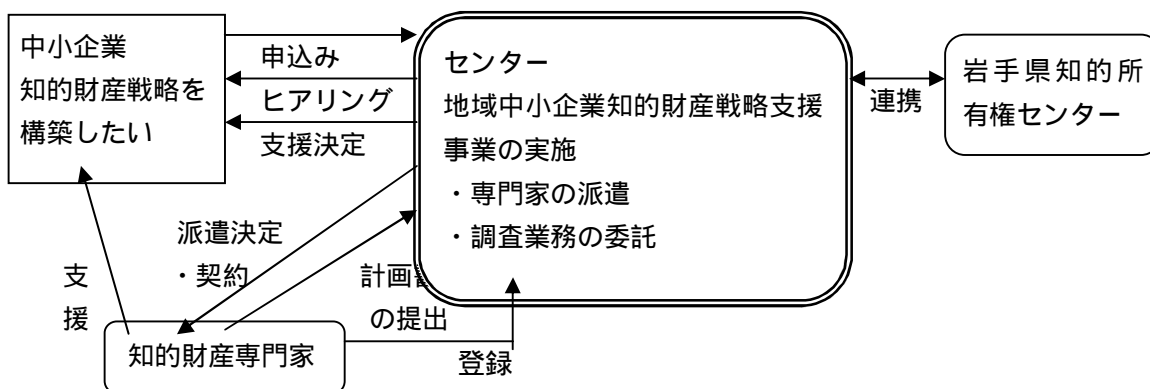
- 第11条 国及び都道府県は、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人であって次の各号に掲げる業務を行うもの（以下「下請企業振興協会」という。）に対し、下請取引の円滑化を促進して下請中小企業の振興を図るため、その業務に関し必要な指導及び助言を行うように努めるものとする。
- 一 下請取引のあっせんを行うこと。
 - 二 下請取引に関する苦情又は紛争について相談に応じ、その解決についてあっせん又は調停を行うこと。
 - 三 下請中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行うこと。

- 第12条 下請企業振興協会は、その業務を公正的確に、かつ、広域にわたり効率的に遂行するように努めるものとする。

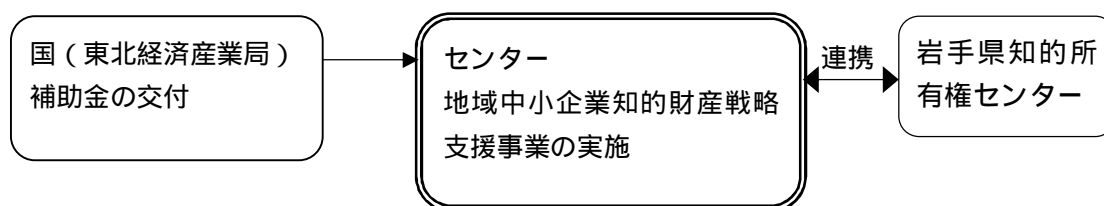
(財) いわて産業振興センターの地域中小企業知的財産戦略支援事業に関する鳥瞰図

[図1 地域中小企業知的財産戦略支援事業の概要]

1 地域中小企業知的財産戦略支援事業の仕組み



2 地域中小企業知的財産戦略支援事業の推進体制



参考

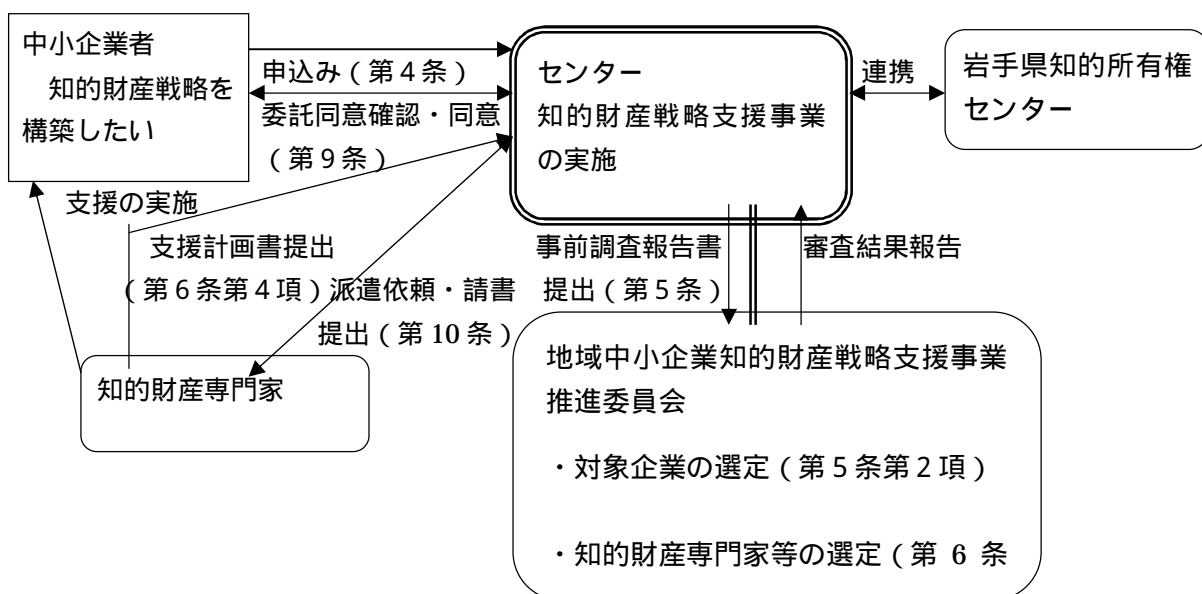
1 地域中小企業知的財産戦略支援事業の仕組み

都道府県等中小企業支援センターが知的所有権センターと連携し、中小企業者に対して、知的財産や技術動向の調査・解析等を行う知的財産専門家等を一定期間集中的に派遣することにより、中小企業者における知的財産活用のための戦略策定等を支援し、地域の中小企業者における知的財産の戦略的活用を促進する事業である。

2 地域中小企業知的財産戦略支援事業の推進体制

センターは、本事業の実施に当たって知的所有権センターとの連携の下に、本事業を行うものとする。また、戦略策定の結果、対象企業においてライセンサーやライセンスを求めることとなったなどの場合には、知的所有権センターの特許流通アドバイザー等とも十分な打ち合わせを行い、事業の円滑な遂行に努めるものとする。

[図2 特許情報利用促進事業費補助金実施要領及び地域中小企業知的財産戦略支援事業実施要領による知的財産戦略支援の流れ]



参考 特許情報利用促進事業費補助金実施要領（地域中小企業知的財産戦略支援事業）
（条項抜粋）

7. 事業内容

本事業は、補助事業者が、以下の要領により中小企業者における知的財産戦略策定のための知的財産専門家等の派遣事業を行うものとする。

（1）委員会の設置

補助事業者は、本事業を実施するにあたり、委員会を設置し、対象企業及び知的財産専門家等の選考を行うものとする。なお、本委員会において補助事業の推進等に関する検討を行うことができるものとする。

参考 地域中小企業知的財産戦略支援事業実施要領（条項抜粋）

（派遣対象者）

第2条 本事業の対象者は、岩手県内に事業所があり、中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者であって、以下の各号の全てに該当するものとする。

- （1）知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があること。
- （2）策定された知的財産戦略を実行することにより、支援の効果が期待できること。
- （3）独自の技術基盤を持ち合わせていること。

（派遣対象事業）

第3条 本事業の派遣対象となる事業内容は以下の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）特許分析等の支援
- （2）特許戦略策定等の支援
- （3）事業化に向けた特許評価等の支援
- （4）その他事業遂行する上で必要と認められるもの

2 【省略】

(本事業への申込み)

第4条 中小企業者が、知的財産専門家等の派遣を受けようとするときは、知的財産専門家等派遣要請書(様式第1号)(以下「派遣要請書」という。)及びその他必要な書類を添えて、センターに、その定める期日までに提出するものとする。

(派遣対象企業の選定)

第5条 センターは、前条の規定による申込みを受けたときは、事前調査報告書(様式第2号)により必要な調査を行い、別に定める推進委員会(以下「委員会」という。)に提出するものとする。

2 委員会において申込企業の事前調査等の資料により審査を行い、本事業の対象企業(以下「対象企業」という。)を選定するものとする。

(知的財産専門家等の募集・登録・派遣)

第6条 【省略】

3 委員会において、対象企業から提出された派遣要請書の支援を求める内容に応じて、専門家登録名簿の中から専門家を選定するものとする。

4 センターは、前項により選定した専門家から、支援計画書の提出を求め、委員会において審査を行い、妥当であると認められれば、派遣を実施するものとする(以下「派遣専門家」という)。

5～6 【省略】

(専門家派遣方針の作成)

第8条 センターは、対象企業からの派遣要請書の内容を踏まえ、対象企業及び派遣専門家と協議の上知的財産専門家派遣方針を定めるものとする。

2 【省略】

(専門家派遣方針等に対する対象企業の同意)

第9条 センターは、知的財産専門家派遣に先立って、派遣する専門家、調査委託事業者、知的財産専門家派遣方針又は調査委託内容、責任関係、負担金の支払い、センターが行う成果把握のための調査への協力等について、派遣又は調査委託同意確認書(様式第4号)により対象企業の同意を得ることとする。

2 対象企業は、前項の同意確認書に同意する場合には、速やかに同意書(様式第5号)をセンターに提出するものとする。

(派遣の依頼及び調査業務委託契約の締結)

第10条 センターは、第8条第2項の知的財産専門家派遣方針に基づき、派遣依頼書(様式第6号)により、派遣を依頼するものとする。

2 派遣専門家は、前項の依頼に対して同意するときは、派遣業務請書(様式第7号)をセンターに提出するものとする。

3 【省略】

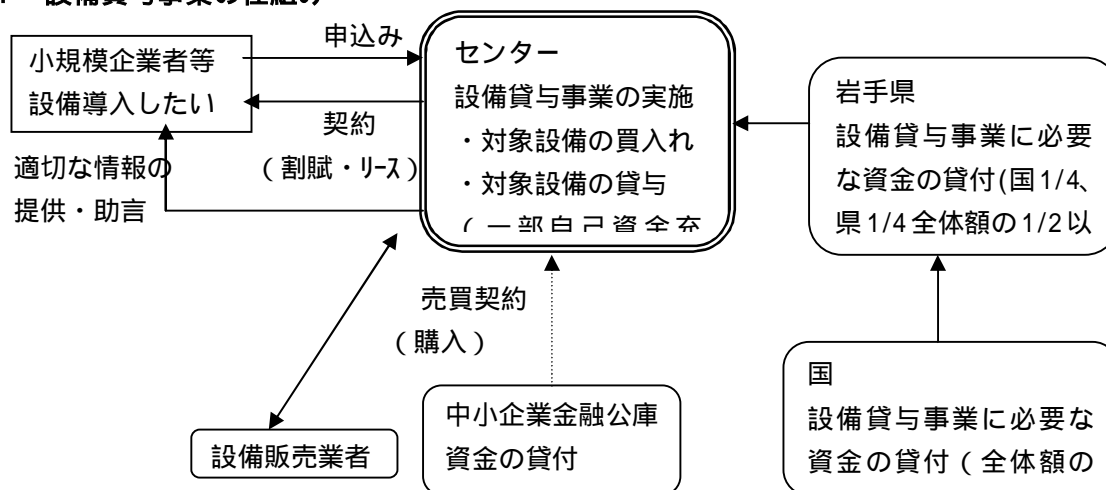
(知的所有権センターとの連携)

第20条 センターは、本事業の実施にあたって岩手県知的所有権センターとの連携にもとづいて事業の円滑な遂行に努めるものとする。

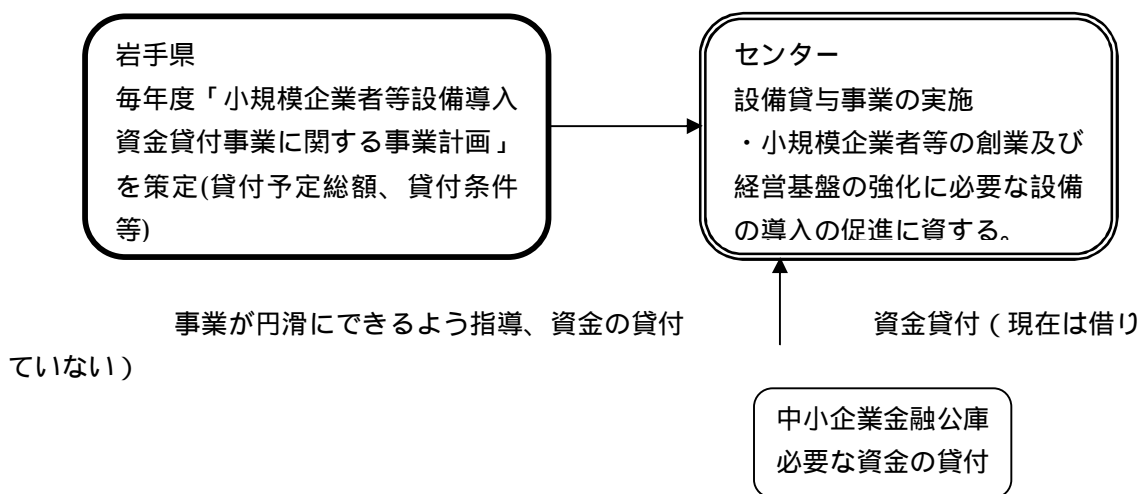
(財)いわて産業振興センターの設備貸与事業に関する鳥瞰図

[図1 設備貸与事業の概要]

1 設備貸与事業の仕組み



2 設備貸与事業の推進体制



参考

1 設備貸与事業の仕組み

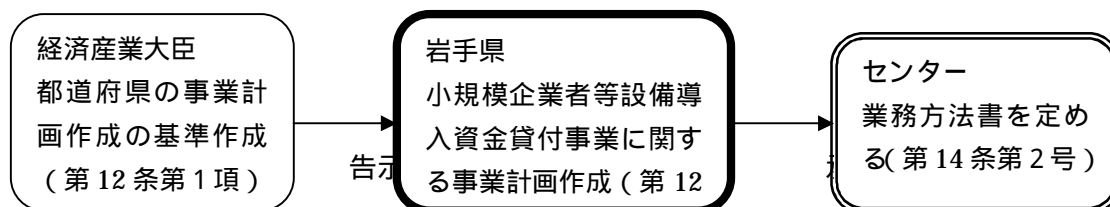
小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するため、センターが企業に代わって当該設備を購入し、長期、低利で割賦又はリースの形態により貸与する事業である。

2 設備貸与事業の推進体制

県が小規模企業者等設備導入資金貸付事業を行うにあたっては、毎年度経済産業大臣があらかじめ定める基準に従って小規模企業者等設備導入資金貸付事業に関する事業計画を作成し、それに基づきセンターが事業を実施する。貸付対象者の選定

にあたっては、調査等を行い、かつ、公正で学識経験のある者によって構成される審査委員会の意見を求めなければならない。

[図 2 小規模企業者等設備導入資金助成法に定める公社の位置づけ等]



参考 小規模企業者等設備導入資金助成法（条項抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するための資金の貸付を行う都道府県に対し、国が必要な助成を行うことにより、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条～3 【省略】

4 この法律において「貸与機関」とは、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人であつて、設備資金貸付事業又は設備貸与事業を行うものをいう。

5 【省略】

6 この法律において「設備貸与事業」とは、次に掲げる設備又はプログラムについて、その譲渡し若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供（プログラム使用権を契約に基づき取得させることをいう。以下同じ。）を行う事業をいう。

一 創業者の事業の用に供する設備又はプログラムであつて、その事業を行うために必要があると認められるもの。

二 小規模事業者等の事業の用に供する設備又はプログラムであつて、その経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要があると認められるもの

7 【省略】

（都道府県に対する国の助成等）

第3条 国は、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に資するため、都道府県が小規模企業者等設備導入資金の貸付けの事業（以下「小規模企業者等設備導入資金貸付事業」という。）を行うときは、その都道府県に対し、予算の範囲内において、その事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。【省略】

（貸付金の限度）

第4条 都道府県が貸与機関に対して貸し付けることのできる小規模企業者等設備導入資金の金額は、【省略】設備貸与事業にあつては当該事業を行うのに必要な金額の2分の1に相当する額以内の額とする。

2 【省略】

(国の貸付金の額及び利率)

第 11 条 一の都道府県に対する国の貸付金の額は、当該都道府県が小規模企業者等設備導入資金貸付事業の貸付けの財源に充てるため県の一般会計から県の特別会計に繰り入れる額と同額以内とする。

2 国の貸付金は無利子とする。

(事業計画)

第 12 条 都道府県は、小規模企業者等設備導入資金貸付事業を行うに当たっては、毎年度、経済産業大臣があらかじめ定める基準に従って小規模企業者等設備導入資金貸付事業に関する事業計画を作成しなければならない。

2 都道府県は、前項の事業計画によらなければ、小規模企業者等設備導入資金貸付事業を行ってはならない。

3 経済産業大臣は、第 1 項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

(貸与機関)

第 14 条 都道府県が国の貸付金を財源の一部として小規模企業者等設備導入資金を貸付けることのできる貸与機関は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 その出資金額又は拠出された金額の全額が地方公共団体により出資又は拠出をされていること。

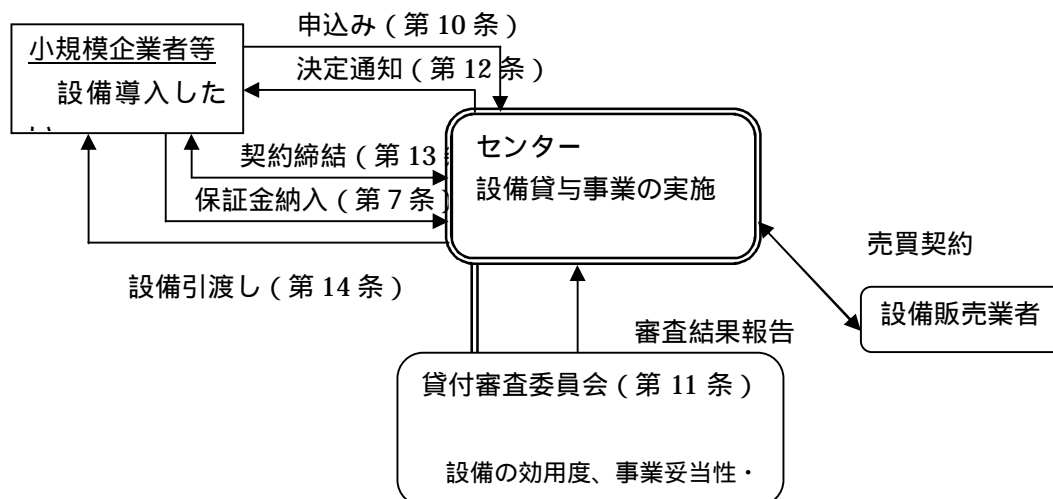
二 その設備資金貸付事業及び設備貸与事業の業務の方法が経済産業省令で定める基準に従い定められていること。

三～四 【省略】

第 15 条 中小企業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、中小企業金融公庫法（昭和 28 年法律第 138 号）第 19 条又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和 47 年法律第 31 号）第 19 条の規定にかかわらず、都道府県から小規模企業者等設備導入資金の貸付けを受けている貸与機関に対し、その行う設備貸与事業に必要な長期資金を貸し付けることができる。

2 【省略】

[図 3 小規模企業者等設備導入資金助成法及び(財)いわて産業振興センター貸与及び設備資金貸付事業業務方法書による設備貸与の流れ]



(財)いわて産業振興センター貸付審査委員会規程
に基づき設置

**参考 財団法人いわて産業振興センター貸与及び設備資金貸付事業業務方法書（条項抜
粋）**

（割賦契約の内容）

第7条 割賦契約の内容は、次のとおりとする。

（1）～（4） 【省略】

（5）保証金

ア 割賦を受ける者は、貸与契約の締結に際し貸与を受ける設備の購入価格の10パーセントに相当する金額を保証金として納入しなければならないものとする。

イ～エ 【省略】

（貸与の申込）

第10条 貸与を受けようとする者は、設備貸与申込書に次に掲げる書類を添えてセンターに申し込むものとする。

（1）最近3年間における決算書及び申込時の試算表（直近の決算後3ヵ月以内は不要）

（2）貸与を受けようとする設備の名称、能力、規格、数量及び価格を記載した購入希望先の見積書及びカタログ

（3）貸与を申請する者及び連帯保証人の固定資産証明書（貸与申込設備の価格が500万円以下の場合には、法人に代表者以外の連帯保証人の固定資産証明書を除く。）

（4）法人にあっては定款（5年以内の利用実績のある者は除く。）

（貸与対象者の決定）

第11条 センターは、前条の貸与申込書の提出があったときは、次の書類調査及び実地調査又は診断を行うとともに、別に定める貸付審査委員会の意見を求めて貸与対象者を選定するものとする。

（1）書類調査

貸与申込者の資格、貸与条件等について適合するかどうかについて調査するものとする。

（2）実地調査又は診断

書類調査に合格したものについて実地調査又は診断を行い、貸与効果、貸与を受けようとする者の支払能力、連帯保証人の資力等を審査するものとする。

（貸与の決定）

第12条 センターは、前条の規定により貸与することを適当と認めるときは、貸与を決定し、その旨を当該申込者に対して通知するものとする。

2 センターは、前項の決定をする場合には、貸与に関し必要な条件を付することができるものとする。

（契約の締結）

第13条 貸与は、センターと貸与を受けようとする者の間において、書面をもって契約を

締結して行うものとする。

2 前項の契約書の作成に関する一切の費用は、当該設備の貸与を受ける者の負担とするものとする。

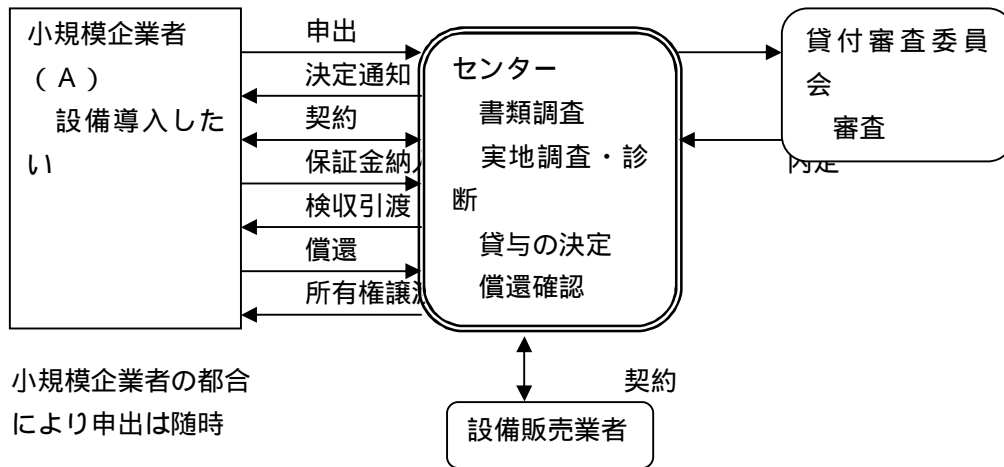
(貸与設備の引渡)

第 14 条 センターは、貸与する設備及び機械類(以下「貸与設備」という。)の検収及び引渡しの期日並びに場所を予め当該貸与設備を納入する者及び貸与する者に対し通知する。

2 貸与機関の開始の日は、貸与設備の引渡し日から開始する。

3～4 【省略】

[図4 A社がセンターから設備貸与を受けた事例]



参考

1 設備貸与申込内容

- 申込者の住所、企業名、代表者名
- 資本金、従業員数
- 貸与申込み設備の名称、規格・能力、借入希望額
- 貸与申込理由

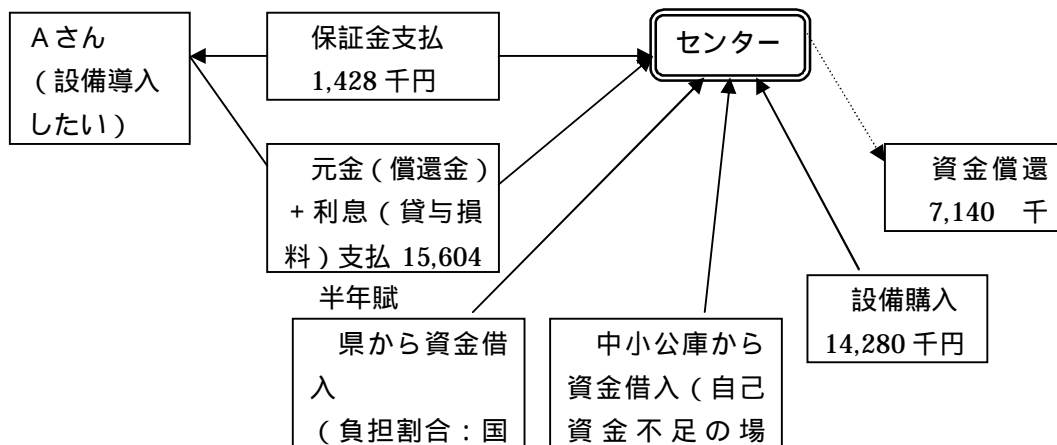
2 書類調査事項

- 貸与申込者の資格の調査
- 貸与条件への適合可否の調査

3 実地調査又は診断事項

- 貸与効果
- 貸与を受ける者の支払能力
- 連帯保証人の資力

[図5 センターがAさんに設備を貸与した事例の収支等 (概算)]



補足説明

1 貸借対照表

項 目		13年決算	16年決算	増減	
資 産	流動資産	現金預金	4,925	11,183	
		受取手形	2,763	3,923	
		売掛金	0	5,071	
		その他	2,233	448	
		計	9,921	20,625	10,704
	固定資産	土地	950	950	
		建物・構築物	2,010	2,543	
		その他有形固定資産	14,161	28,183	
		無形固定資産	0	3,197	
		その他	630	1,854	
計	17,751	36,727	18,976		
合計	27,672	57,352	29,680		
負債・自己資本	流動負債	支払手形	6,113	0	
		買掛金	1,146	797	
		未払費用	793	2,168	
		その他	1,713	1,383	
	計	9,765	4,348	5,417	
	固定負債	長期借入金	11,653	32,945	
		その他	0	2,580	
	計	11,653	35,525	23,872	
	自己資本	資本金(元入金)	3,000	3,000	
		資本剰余金(積立・準備金)	0	0	
利益剰余金(繰越利益)		2,116	13,088		
当期純利益		1,138	1,390		
計		6,254	17,478	11,224	
合計	27,672	57,351	29,679		
総 資 本	27,672	57,351	29,679		

2 損益計算書

項 目		13年決算	16年決算	増減
純売上高	売上高	30,991	46,596	
	計	30,991	46,596	15,605
売上原価	当期製品製造原価 (内原価償却費)	13,586 4,161	17,488 5,956	
	計	13,586	17,488	3,902
総利益(粗利)		17,405	29,108	11,703
販売管理費	役員報酬	8,860	14,280	
	給料手当	600	1,100	
	福利厚生費	156	306	
	支払利息・割引料	448	747	
	減価償却費	853	1,368	
	租税公課	931	532	
	その他	4,555	8,961	
合計	16,403	27,294	10,891	
営業利益		1,002	1,814	812
営業外収入		348	1,092	
営業外支出		37	748	
経常利益		1,313	2,158	845
特別利益		0	142	
特別損失		0	96	
法人税当充当額		175	814	
純利益		1,138	1,390	252

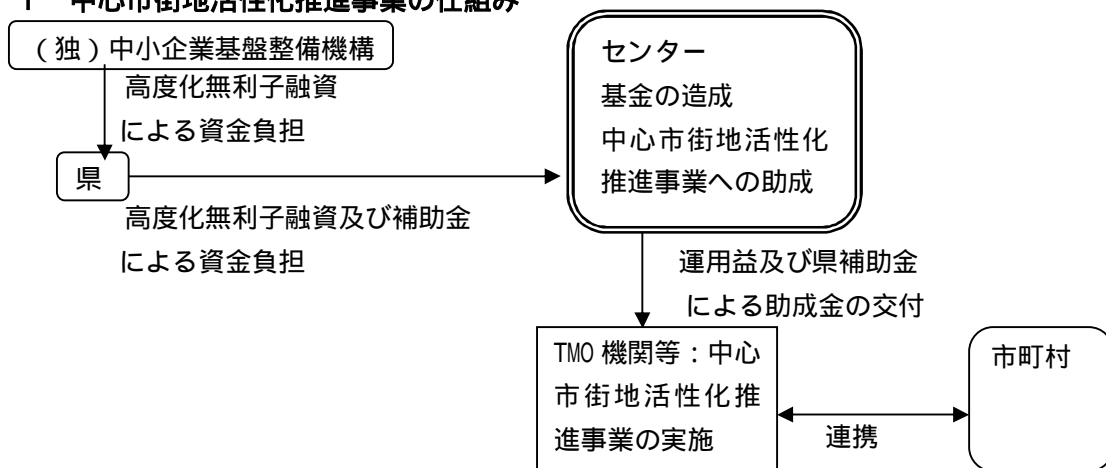
投資後の付加価値額

	13年決算	16年決算	増減
営業利益	1,002	1,814	812
役員報酬	8,860	14,280	5,420
人件費	756	1,406	650
減価償却額	5,014	7,324	2,310
付加価値額	15,632	24,824	9,192
	100.0%	158.8%	58.8%

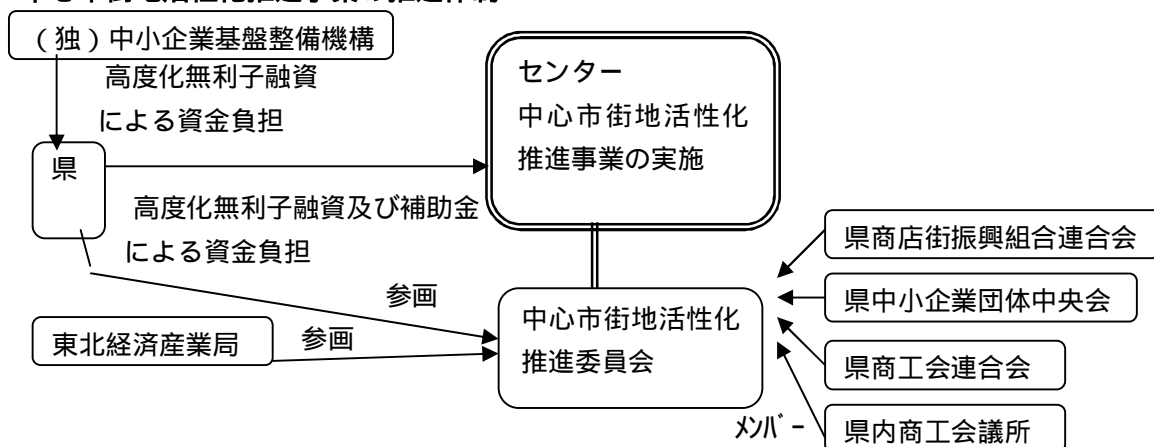
(財)いわて産業振興センターの中心市街地活性化推進事業に関する鳥瞰図

[図 1 中心市街地活性化推進事業の概要]

1 中心市街地活性化推進事業の仕組み



2 中心市街地活性化推進事業の推進体制



参考

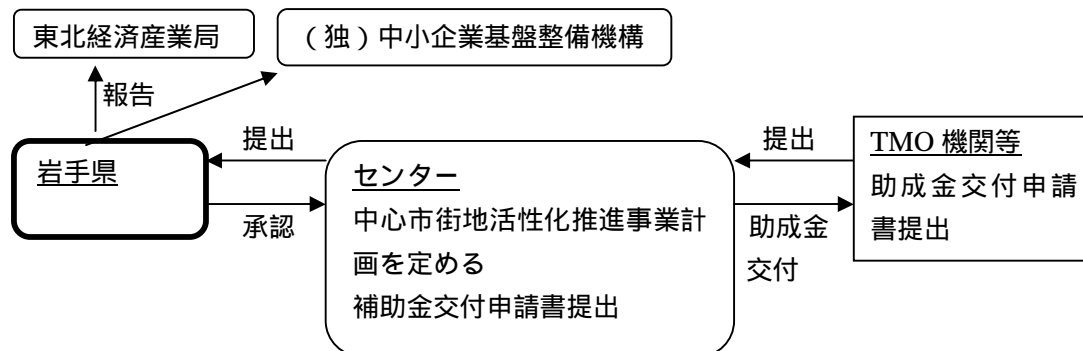
1 中心市街地活性化推進事業の仕組み

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づき、中心市街地の運営管理を行う機関（TMO）として各市町村が認定した街づくり会社及び商工会、商工会議所が行うソフト事業に対して、中心市街地活性化基金借入金（27億円）の基金運用益及び県補助金をもって助成し、中心市街地の活性化を支援する事業である。

2 中心市街地活性化推進事業の推進体制

助成金交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、センターに県、県商工会議所連合会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会、県商店街振興組合連合会を構成員とする「中心市街地活性化推進委員会」を設置する。

[図2 岩手県中心市街地活性化推進事業実施要領に定めるセンターの位置づけ等]



参考 岩手県中心市街地活性化推進事業実施要領（条項抜粋）

2 中心市街地活性化推進事業を実施する法人

中心市街地活性化推進事業を実施する法人は、財団法人いわて産業振興センター（以下「センター」という。）とする。

3 中心市街地活性化推進事業の資金

中心市街地活性化推進事業の資金は、基金の運用益及び県補助金を充てるものとする。

5 県補助金の交付

センターは、県補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式2）を提出するものとする。

上記 の他、県補助金の交付に関し必要な事項は、補助金交付契約書に定めるものとする。

6 中心市街地活性化推進事業の事業計画に係る事項

センターは毎事業年度の中心市街地活性化推進事業を開始する前に当該事業に係る中心市街地活性化推進事業計画承認申請書（様式3）を県に提出し、その承認を受けなければならない。

センターは上記 の承認を受けた中心市街地活性化推進事業計画に記載された事業の内容若しくは経費を変更しようとするとき（20%の範囲内で県が定める軽微な内容若しくは経費の配分の変更を除く。）又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときはあらかじめ中心市街地活性化推進事業計画変更等承認申請書（様式4）を県に提出し、その承認を受けなければならない。

センターは、上記 の承認を受けた中心市街地活性化推進事業計画に記載された事業の遂行が困難となったときは、速やかに中心市街地活性化推進事業事故報告書（様式5）を県に提出し、その指示を受けなければならない。

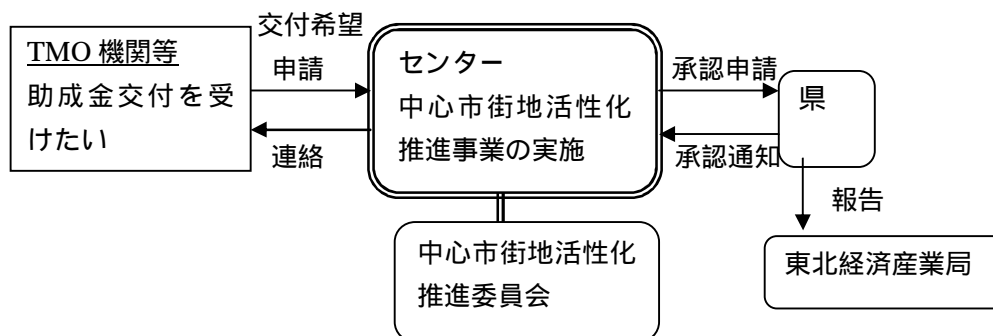
センターは、毎年9月末日現在の当該年度の事業遂行状況について、中心市街地活性化推進事業遂行状況報告書（様式6）を県に提出しなければならない。

センターは、毎事業年度終了後1月以内に中心市街地活性化推進事業実績報告書（様式7）を県に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、県が特に必要と認めるときは提出期限を繰り上げることができる。

知事は、 、 及び に関する承認を行ったとき、並びに 、 に関する提出をセ

ンターから受けた場合には、速やかにその内容を東北経済産業局及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に報告するものとする。

[図3 岩手県中心市街地活性化推進事業実施要領による助成金交付の流れ]



参考 岩手県中心市街地活性化推進事業実施要領（条項抜粋）

12 助成事業の決定に関する手続き

センターは次の手続きにより各事業年度における助成事業を決定するものとする。

助成金を受けようとする者は、センターに助成金の交付希望を申請する。

センターは、県商店街振興組合連合会、県中小企業団体中央会、県商工会連合会及び県内の商工会議所の代表をメンバーに含み、かつ、経済産業局及び県が参画する中心市街地活性化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

センターは同委員会に諮ったうえで、助成事業の対象予定事業について、県へ承認申請を行う。

県は、承認申請のあった内容が適当と認める場合には、承認を行い、速やかにその内容を東北経済産業局へ報告するとともにセンターに通知するものとする。

センターは、県の承認のあった事業について、当該事業を実施する事業者に連絡するものとする。

13 助成金の交付に関する手続き

センターは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の趣旨に従い、10.の助成金交付事業の内容及び次に掲げる助成事業に関する交付申請、交付決定、交付の条件、申請の取り下げ、事業の遂行、遂行状況の報告、実績報告、額の確定、助成金の支払い、助成金の請求、交付決定の取消し、助成金の返還、加算金、延滞金、取得財産の処分の制限、立入検査等、経理等について助成金交付要領を作成し、県の承認を得るものとする。県は、申請のあった助成金交付要領が適当であると認めて承認したときは、速やかに東北経済産業局及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に報告するものとする。

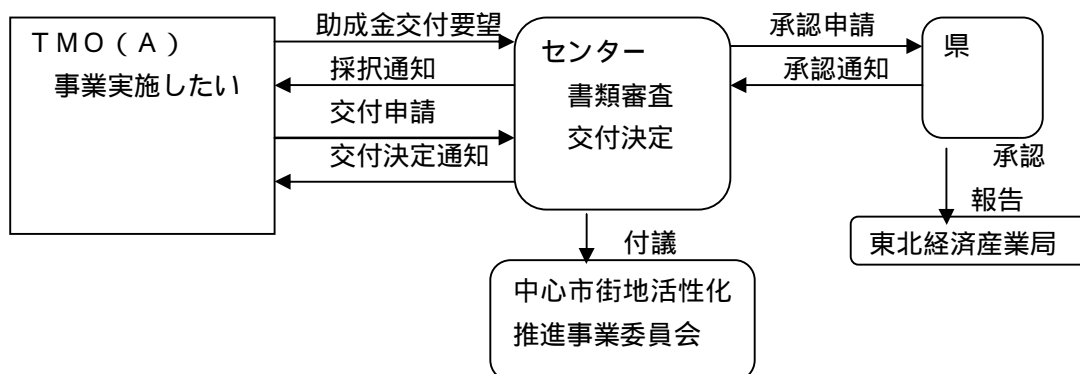
助成金の交付申請

12.の申請を行う事業者（以下「助成事業者」という。）は、助成企業の目的及び内容、同事業に要する経費その他必要な事項を記載した申請書にセンターが定める書類を添え、センターに対してその定める日までに提出すること。

助成金の交付決定

センターは、助成金の交付申請があったときは、当該申請書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成事業者に対して助成金の交付の決定及び通知をすること。

[図4 TMO(A)が助成金交付を受けた事例]



参考

1 助成金交付要望書記載内容

- 事業の種類及び助成事業名
- 助成金交付要望額
- 助成事業の実施期間
- 助成事業の内容（事業計画書、助成金交付要望額算出調書、収支計画書）

2 書類審査事項

- 事業要望者の要件の調査
- 対象事業が目的、助成事業の種類、採択基準、期間の要件を満たしているか
- 事業の実施体制はよいか
- 事業費は助成対象要件を満たしているか
- 市町村等との連携状況はどうか
- 国庫補助事業と区別されているか